建築物等定期点検業務共通仕様書

2018 年(平成 30 年)10 月 1 日　施行

第 1 章　一般事項

第 1 節　一般事項

1　適用

(1)　本共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は，福山市が所有又は管理する公共施設のうち定期点検の対象となる建築物又は当該建築物の昇降機以外の建築設備（以下「建築物等」という。）の定期点検業務に適用する。

(2)　共通仕様書に規定する事項は，別に定めがある場合を除き，受注者の責任において履行すべきものとする。

(3)　共通仕様書の規定は，別の定めがある場合は適用しない。

2　業務目的

本業務は，建築物等について専門的見地から劣化及び不具合の状況を把握し，保守の措置を講ずることにより，構造耐力，耐久性を損なわず，安全かつ円滑な利用に支障がない状態の維持に資することを目的とする。

3　受注者の負担の範囲

(1)　業務の施行に必要とする図書類は，受注者の負担において整備する。

(2)　点検に必要な工具，計測機器等の機材は，受注者の負担とする。

なお，受注者が持ち込む資機材は，原則として毎日持ち帰るものとする。ただし，業務が複数日にわたる場合であって，点検業務発注者又は施設管理者等（以下「発注者等」という。）の承諾を得た場合には残置することはできるが，残置資機材の管理は，受注者の責任において行う。

(3)　業務の提出書類等の用紙等及び消耗品は，受注者の負担とする。

(4)　業務の性質上当然実施しなければならないもの，業務に関連する軽微な事項及び業務の関連性から発注者等が必要と判断したものなど，当該業務に係る附帯的事務は，受注者の負担において行う。

4 その他

(1)　発注者等は，本業務の遂行上必要な図面等について，受注者に貸与又は閲覧させることができる。なお，受注者は，貸与を受けた図面等の保管，取扱い等に十分注意し，

本業務完了後速やかに返却しなければならない。

(2) 業務の実施に当たっては，適用を受ける関係法令を遵守し，業務の円滑な遂行を図る。

第 2 節 業務の現場管理

1 業務の安全衛生管理

(1) 業務の実施に当たっては，関係法令に基づき労働安全衛生に関する労働管理に努める。

(2) 業務の実施に関し，アスベスト又は PCB を確認した場合は，発注者等に報告する。

2 危険防止の措置

(1) 業務の実施に当たっては，危険な場所には必要な安全措置を講じ，事故防止に努める。（高所作業における転落事故の防止等）

(2) 業務に関係ない室等への出入りは禁止するとともに，業務終了後の施錠確認を徹底する。

第 3 節 業務の実施

1 業務の実施

(1) 業務は，契約図書並びに発注者等の指示に従って適切に行うとともに，業務実施に伴い，作業の対象又はその周辺に汚損等の損害を与えた場合は，受注者の責任において復旧する。また，受注者の過失により発注者等又は第三者に損害を与えたときは，その損害を賠償すること。

(2) 業務実施施設における別契約の受注者又は工事請負者等と相互に協力し合い，当該施設の保全に関して円滑な進行を図る。

(3) 業務の実施に当たっては，当該作業等に適した服装，履物を着用し，名札等身分を明確にできるものを着けて業務を行う。

第 2 章 定期点検

第 1 節 定期点検業務

1 定期点検業務の概要

(1) 定期点検の対象となる建築物等について，建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき，当該建築物等の損傷，腐食その他の劣化の状況等を点検し，提出書類等を作成の上，発注者等に内容を説明する。

(2)　定期点検の対象となる建築物等及び点検種別は，特記仕様書による。

2　点検者の資格

本業務において，点検及び点検結果表の記入は，建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項に規定する定期点検の資格を有する者（ただし，平成 28 年国土交通省告示第 483 号の第 2 及び第 4 に定める要件により資格を得た者を除く。）で，かつ，その業務等の内容に応じ，必要な知識及び技能を有する者によることとする。

3　定期点検の進め方

定期点検の進め方については，次のとおりとする。ただし，点検が困難な項目等については，発注者等と事前に協議する。

(1)　定期点検の実施に当たっては，発注者等から提示された資料等により事前に施設の状況を把握の上，現地において点検漏れが生じないよう定期点検の方法，内容について十分に確認し，効率的に実施する。

(2)　定期点検を行うに当たり，あらかじめ発注者等から当該施設の損傷及び劣化の状況等を聴取し，定期点検の参考とする。

(3)　受注者は，定期点検を実施する前に，発注者等に次の事項を記載等した書面を提出し，承認を受けた後，定期点検を実施する。

ア　定期検査の日時及び工程

イ　業務責任者及び業務担当者（緊急時連絡先，所要の資格を証するものの写し）

※点検項目において業務担当者が異なる場合は，そのことが判るよう明記する。

なお，現地での点検に当たっては，当該施設の管理者の立会い等協力が必要であるため，実施日時等については，施設管理者と事前に十分調整を行ない，施設運営への影響を最小限に留めるよう努める。

(4)　定期点検は，点検種別ごと各々の点検項目について点検することとなるが，点検方法については，目視，触手，作動確認及び打診程度とし，足場の架設等の特別な準備は行わず，通常の手段で接近できない箇所は，双眼鏡等により可能な範囲で点検する。

(5)　建物の外観写真（各方位４面（可能な範囲））及び屋上屋根の写真を撮影し，不具合等が発見された場合は，その状況を写真撮影し記録する。

なお，不具合等あるが，写真でその状況等を確認できない場合にあっては，その状況等を「定期点検特記事項」に記入し，当該不具合箇所の写真を添付する。

(6)　「点検結果表」については空欄がないよう記入し，該当がない箇所は斜線を記入し，判断できない箇所は不明と記入する。

(7)　敷地内のフェンス若しくは点検対象外となる別棟の建築物又は倉庫，自転車置場等の附属建物等についても，外壁及び屋根の状況について点検を行う。

（この場合，作図は不要，外観及び危険ヶ所や不具合部分を写真報告する。）

4　定期点検の点検項目，点検方法，判定基準

定期点検項目，点検方法及び判断基準については，次によるものとする。

(1)　点検項目，点検方法，判断基準

<table>
<tr><td colspan="2">建築物の敷地及び構造</td><td>建築基準法第 12 条第 2 項，同法施行規則第 5 条の 2
平成 20 年国土交通省告示第 282 号
（損傷，腐食，その他の劣化状況等に係るものとする。）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">昇降機以外の建築設備</td><td>換気設備
排煙設備
非常用の照明装置
給水設備及び排水設備</td><td>建築基準法第 12 条第 4 項，同法施行規則第 6 条の 2
平成 20 年国土交通省告示第 285 号
（損傷，腐食，その他の劣化状況等に係るものとする。）</td></tr>
<tr><td>防火設備</td><td>建築基準法第 12 条第 4 項，同法施行規則第 6 条の 2
平成 28 年国土交通省告示第 723 号
（損傷，腐食，その他の劣化状況等に係るものとする。）</td></tr>
</table>

参考図書：国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン(平成 29 年版)

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室 監修｜(財)建築保全センター 編集・発行

(2)　判定の詳細等については，次のものを参考とする。

<table>
<tr><td colspan="2">建築物の敷地及び構造</td><td>特定建築物定期調査業務基準(2016 年改訂版)
(財)日本建築防災協会 編集・発行</td></tr>
<tr><td rowspan="2">昇降機以外の建築設備</td><td>換気設備
排煙設備
非常用の照明装置
給水設備及び排水設備</td><td>建築設備定期検査業務基準書(2016 年版)
(財)日本建築設備・昇降機センター 編集・発行</td></tr>
<tr><td>防火設備</td><td>防火設備定期調査業務基準(2020 年改訂版)
(財)日本建築防災協会 編集・発行</td></tr>
</table>

5　定期点検における注意事項

定期点検に当たっては，次の事項に注意する。

(1)　点検・判定は，施設の規模に応じた人数で連携して行い，特に安全上重要な項目の判定は，4 (2)の判断基準を詳細に確認の上，慎重に決定する。

(2)　発注者等から提示された図面等が，現状の施設の状況と相違する場合，当該箇所の状況を点検結果図に明記する。

(3)　定期点検に当たり，シャッターやオペレーター窓等の操作・作動を要するものは，点検内容，手順等を発注者等と打ち合わせの上，事故が起こらないよう十分注意する。

(4)　アスベストを含む材料等を使用している箇所の点検に当たっては，破損及び飛散等がないよう注意する。

(5)　定期点検の対象部分以外であっても，異常を発見した場合は，発注者等に報告する。

6　応急措置等

定期点検の結果，対象部分に脱落や落下又は転倒のおそれがある場合，また，継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は，その区域を立入禁止にする等の危険防止措置又は応急措置を講じるとともに，速やかに発注者等に報告する。

第２節　提出書類等

定期点検業務の完了後は，速やかに次の書類及び成果品等を提出する。

なお，受注者は，成果品等を発注者等へ引き渡す際に，その内容について説明を行う。

(1)　契約に定められた業務完了に伴う書類・・・・・・・・・・・　１式

(2)　成果品（A4 版ファイル）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１部

（複数の施設を点検する場合，施設ごとにファイル整理し提出する。）

１．定期点検報告書

２．施設概要

３．点検結果表

４．定期点検特記事項

５．関係写真

６．点検結果図（配置図，平面図，屋根伏図，立面図，その他必要とする図面）

７．建物の外観写真（各方位４面（可能な範囲））及び屋上屋根の写真の添付

８．その他必要とされる書類

(3)　成果品の電子データ・・・・・・・・・・・・１部

上記(2)１から８のデータを CD に記録し提出する。

(2)６の図面データについては，JWW-CAD データ形式及び PDF 形式とする。

(4)　写真の電子データ・・・・・・・・・・・・１部

上記 (2)５，(2)７のデータ及び建物内部の各室ごとの写真データを CD に記録し提出する。

(3)(4) の電子データの提出については，事前にコンピュータウイルス対策を実施したものとする。

建築物等定期点検業務特記仕様書

１．特記仕様書の適用範囲

本仕様書は,「建築物等定期点検業務共通仕様書」の第２章第１節１の(2)に定める特記仕様書とし，本仕様書に記載されていない事項は，共通仕様書による。

２．定期点検業務項目

(1)　業務委託名称

福山市立西山手保育所他建築設備定期点検業務委託

(2) 業務委託対象建築物

施設名称	棟名	委託場所	階数	延べ面積(㎡)
福山市立西山手保育所	保育棟	福山市山手町 1,718 番地 1	1	1,023.06
福山市立蔵王保育所	保育棟	福山市蔵王町二丁目 8 番 50 号	2	1,133.82
福山市立津之郷保育所	保育棟	福山市津之郷町大字津之郷 895 番地	1	543.42
福山市立熊野保育所	保育棟	福山市熊野町乙 1,088 番地 1	1	764.07
福山市立水呑立正保育所	保育棟	福山市水呑町 4,168 番地	1	805.49
福山市立樹徳保育所	保育棟	福山市木之庄町一丁目 1 番 10 号	2	1,085.25
福山市立西保育所	保育棟	福山市古野上町 15 番 5 号	2	1,146.13
福山市立長和保育所	保育棟	福山市瀬戸町大字長和 1,125 番地	1	795.10
福山市立川口保育所	保育棟	福山市東川口町五丁目 15 番 13 号	2	1,376.91
福山市立高西保育所	保育棟	福山市高西町真田 143 番地 1	2	901.41
福山市立東村保育所	保育棟	福山市東村町 2,672 番地 1	1	602.01
福山市立東神村保育所	保育棟	福山市神村町 4,560 番地 2	1	598.43
福山市立有磨保育所	保育棟	福山市芦田町大字上有地 339 番地 5	1	626.55
福山市立福田保育所	保育棟	福山市芦田町大字福田 2,526 番地	1	748.17
福山市立広瀬保育所	保育棟	福山市加茂町字北山 718 番地 4	1	233.08
福山市立駅家西保育所	保育棟	福山市駅家町大字近田 480 番地	2	1,233.80
福山市立服部南保育所	保育棟	福山市駅家町大字服部永谷 9 番地 5	1	486.90
福山市立内海保育所	保育棟	福山市内海町 1,080 番地 2	1	655.60
福山市立常金丸保育所	保育棟	福山市新市町大字常 1,284 番地 2	2	653.16
福山市立網引保育所	保育棟	福山市新市町大字宮内 1,442 番地 1	2	1,113.81
福山市立中条保育所	保育棟	福山市神辺町字東中条 32 番地	1	729.31

福山市立神辺保育所	保育棟	福山市神辺町大字川南 1,030 番地 2	1	827.79
福山市立御野保育所	保育棟	福山市神辺町字上御領 1,310 番地	1	553.49
福山市立伊勢丘こども園	保育棟	福山市伊勢丘三丁目 6 番 5 号	2	1,884.72
ふくやま子育て応援センター分室	保育棟	福山市明治町 13 番 35 号	2	532.08

(3) 業務委託に係る点検種別（本業務委託の対象となる点検種別は，■と表示。）

業務委託対象建築物		点検種別（建築基準法第 12 条）					
施設名称	棟名	建築物（第 2 項）	昇降機以外の建築設備（第 4 項）				
			換気設備	排煙設備	非常用照明	給排水設備	防火設備
福山市立西山手保育所	保育棟		■		■	■	
福山市立蔵王保育所	保育棟		■		■	■	
福山市立津之郷保育所	保育棟		■			■	
福山市立熊野保育所	保育棟		■			■	
福山市立水呑立正保育所	保育棟		■			■	
福山市立樹徳保育所	保育棟		■		■	■	
福山市立西保育所	保育棟		■		■	■	
福山市立長和保育所	保育棟		■		■	■	
福山市立川口保育所	保育棟		■		■	■	
福山市立高西保育所	保育棟		■		■	■	
福山市立東村保育所	保育棟		■			■	
福山市立東神村保育所	保育棟		■			■	
福山市立有磨保育所	保育棟		■		■	■	
福山市立福田保育所	保育棟		■		■	■	
福山市立広瀬保育所	保育棟		■			■	
福山市立駅家西保育所	保育棟		■		■	■	
福山市立服部南保育所	保育棟		■		■	■	
福山市立内海保育所	保育棟		■			■	
福山市立常金丸保育所	保育棟		■		■	■	
福山市立網引保育所	保育棟		■		■	■	
福山市立中条保育所	保育棟		■			■	
福山市立神辺保育所	保育棟		■			■	

福山市立御野保育所	保育棟		■			■	
福山市立伊勢丘こども園	保育棟		■		■	■	
ふくやま子育て応援センター分室	保育棟		■		■	■	

(4)　その他

受注者は，点検日時を事前に発注者及び施設管理者へ連絡し，打合せを行うこと。点検は原則日曜，祝日を除く 9 時から 17 時までとし，12 時 30 分から 15 時までは大きな音は避けること。なお，発注者から指示があればそれに従うこと。

(5)　委託期間

契約日から 2023 年(令和 5 年) 3 月 17 日

定期点検報告書

建築基準法第12条第2項及び第4項の規程による定期点検の結果を報告します。

☐ 建築物　☑ 建築設備（昇降機以外）　☐ 防火設備

福　山　市　長　　様
（　保育施設　　課長）

年　月　日

点検者氏名　　㊞

1　管理者
(1) 所属　福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課
(2) 職・氏名　課長
(3) 電話番号　084－928－1145

2　点検者
(1) 資格等
☐（　　）級建築士　（　　）登録　第　　号
☐ 特定建築物調査員　第　　号
☐ 建築設備検査員　第　　号
☐ 防火設備検査員　第　　号
☐ 昇降機等検査員　第　　号

(2) 氏名のフリガナ
(3) 氏名
(4) 勤務先
（　　）級建築士事務所　（　　）知事登録　第　　号
(5) 郵便番号
(6) 所在地
(7) 電話番号

3　報告対象建築物
(1) 所在地　福山市
(2) 名称のフリガナ
(3) 名称
(4) 用途
(5) 構造　☐ 鉄筋コンクリート造　☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造　☐ 鉄骨造　☐ その他
(6) 階数　地上　　階　地下　　階
(7) 建築面積　　㎡　延べ面積　　㎡

4　報告対象昇降機（建築基準法第88条第1項に規定する昇降機等を含む。）
(1) 検査対象昇降機の台数　　台（うち法不適合の指摘があるもの　　台）

5　点検による指摘の概要
(1) 指摘の内容　☐ 不適合の指摘あり　（☐ 既存不適格）
☐ 要注意の指摘あり　☐ 指摘なし
(2) 指摘の概要　別紙による。
(3) 改善予定の有無　☐ 有（　年　月に改善予定）　☐ 無

6 総合所見

※受付欄

注１　該当する項目の☐にレを入れてください。
注２　2(4)は勤務先が設計事務所でない場合は（　）内、及び番号の記入は不要です。
注３　※欄は記入しないでください。

棟別で記入、施設別で作成　　点検年月日:

施設概要

施設名称		0						
所在地		福山市						
施設管理担当者（所属部署及び氏名）		福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課 課長				電話	084－928－1145	
業務責任者（所属部署及び氏名）						電話		
建物点検者（所属部署及び氏名）		0 0				電話	0	
建物概要	建物名称(棟名)			棟番号	1	用途		
	完成年月日			増改築年月日				
	構造			規模	地上　　、地下　0階			
	敷地面積			延べ面積	000.00㎡			
	各階床面積	1階	2階	3階	4階	塔屋階	合計	
							000.00㎡	
耐震診断・改修		耐震診断				耐震改修		
設計図書		計画通知書				完成図書		

仕上概要	主な外部仕上	箇所	仕上材	下地材
		屋根		
		外壁		
		建具		
		床		

主要室内部品	室名	床	幅木	壁	天井	備考
			別紙参照			

定期点検特記事項

☐ 建築物　☑ 建築設備（昇降機以外）　☐ 防火設備　※点検対象にチェック

部位番号	点検項目	指摘事項	備考

〔1〕点検の結果、「要是正」の指摘があった場合は、該当する項目の部位番号、点検項目を記載し、「指摘事項」欄に指摘の具体的内容を記入してください。

〔2〕「部位番号」、「点検項目」は、それぞれ別紙「点検結果表」の部位番号、点検項目に対応したものを記入してください。

関係写真

☐ 建築物　☑ 建築設備（昇降機以外）　☐ 防火設備　※点検対象にチェック

「部位番号」、「点検項目等」は、それぞれ別紙「点検結果表」の部位番号、点検項目に対応したものを記入してください。

部位番号	点検項目等	点検結果
1－		☐ 要是正 ☐ その他

	指摘事項
写真貼付	

部位番号	点検項目等	点検結果
－		☐ 要是正 ☐ その他

	指摘事項

部位番号	点検項目等	点検結果
－		☐ 要是正 ☐ その他

	指摘事項

点検結果図

☐ 建築物　☑ 建築設備（昇降機以外）　☐ 防火設備　※点検対象にチェック

注）配置図、各階平面図及び立面図等を添付し、指摘のあった箇所（特記すべき事項を含む）、写真番号、撮影した写真の位置、指摘の内容等を明記すること。

図面名称

点検結果表　【建築物の昇降機を除く建築設備】

（換気設備）

番号	点検項目等					点検結果		部位番号
		（い）検査項目	（ろ）検査事項	（は）検査方法	（に）判定基準	指摘なし	要是正	
1	第28条第２項又は第３項の規定に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）							
(1)	機械換気設備	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の外観	給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況	目視により確認する。	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。」第129条の2の5第2項第三号の規定に合致しないこと。			
(2)			給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食，損傷等があること。			
(3)			各居室の給気口及び排気口の設置位置	給気口及び排気口の位置関係を目視及び設計図書等により確認するとともに，必要に応じて気流方向を気流検知器等を用いて確認する。	著しく局部的な空気の流れが生じていること。			
(4)			各居室の給気口及び排気口の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食，損傷等があること。			
(5)			風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	風道の接続部に損傷があり空気が漏れていること又は取付けが堅固でないこと。			
(6)			風道の材質	目視又は触診により確認する。	令第129条の2の5第2項第五号の規定に適合しないこと。			
(7)			給気機又は排気機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	機器に損傷があること，取付けが堅固でないこと又は著しい腐食，損傷等があること。			
(8)			換気扇による換気の状況	目視により確認する。	外気の流れにより著しく換気能力が低下する構造となっていること。			
(9)		機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の性能	各居室の換気量	給気口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し，風速計を用いて風速を測定し，次の式により換気量を算出する。ただし，風速の測定が困難な場合にあっては，在室者がほぼ設計定員の状態において，還気の二酸化炭素含有率又は還気と外気の二酸化炭素含有率の差を検知管法又はこれと同等以上の測定方法により確認する。 V＝3600νAC この式において，V，ν，A及びCは，それぞれ次の数値を表すものとする。 V　換気量（単位　1時間につき立方メートル） ν　平均風速（単位　1秒につきメートル） A　給気口断面積（単位　平方メートル） C　次の式により計算した給気量に対する外気の混合比 C＝(V2)÷(V1) この式においてV1及びV2は，それぞれ次の数値を表すものとする。 V1　空気調和設備の送風空気量（単位　1時間につき立方メートル） V2　空気調和設備への取り入れ外気量（単位　1時間につき立方メートル）	令第20条の2第一号ロの規定に適合しないこと又は風速の測定が困難な場合にあっては，次のイ若しくはロのいずれかに該当すること。 イ　還気の二酸化炭素含有率を確認した場合にあっては，還気の二酸化炭素含有率が100万分の1000を超えていること。 ロ　還気と外気の二酸化炭素含有率の差を確認した場合にあっては，還気と外気の二酸化炭素含有率の差が100万分の650を超えていること。			
(10)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。			
(11)	中央管理方式の空気調和設	空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備の設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食，損傷等があること。			
(12)			空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	空気調和機器又は配管に変形，破損又は著しい腐食があること。			
(13)			空気調和設備の運転の状況	目視又は触診により確認する。	運転時に異常な音，異常な振動又は異常な発熱があること。			
(14)			空気ろ過器の点検口	目視により確認する。	昭和45年建設省告示第1832号第四号の規定に適合しないこと又は点検用の十分な空間が確保されていないこと。			
(15)			冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離	目視により確認するとともに，必要に応じ鋼製巻尺等により測定する。	令第129条の2の5第二号の規定に適合しないこと。			
(16)		空気調和設備の性能	各居室の温度	居室の中央付近において温度計により測定する。	令第129条の2の5第三項の表(四)項の規定に適合しないこと。			
(17)			各居室の相対湿度	居室の中央付近において湿度計により測定する。	令第129条の2の5第3項の表(五)項の規定に適合しないこと。			

(18)	備		各居室の浮遊粉じん量	居室の中央付近において粉じん計により測定する。	令第129条の2の5第三項の表(一)項の規定に適合しないこと。			
(19)			各居室の一酸化炭素含有率	居室の中央付近においてガス検知管等により測定する。	令第129条の2の5第三項の表(二)項の規定に適合しないこと。			
(20)			各居室の二酸化炭素含有率	居室の中央付近においてガス検知管等により測定する。	令第129条の2の5第三項の表(三)項の規定に適合しないこと。			
(21)			各居室の気流	居室の中央付近において風速計により測定する。	令第129条の2の5第三項の表(六)項の規定に適合しないこと。			
2	換気設備を設けるべき調理室等							
(1)	自然換気設備及び機械換気設備		排気筒，排気フード及び煙突の材質	目視又は触診により確認する。	不燃材でないこと。			
(2)			排気筒，排気フード及び煙突の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食，損傷等があること。			
(3)			給気口，給気筒，排気口，排気筒，排気フード及び煙突の大きさ	目視により確認するとともに，必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第20条の3第2項第一号イ(3)，(4)，(6)又は(7)の規定に適合しないこと。			
(4)			給気口，排気口及び排気フードの位置	目視により確認するとともに，必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第20条の3第2項第一号イ(1)又は(2)の規定に適合しないこと。			
(5)			給気口，給気筒，排気口，排気筒，排気フード及び煙突の設置の状況	目視又は触診により確認する。	鳥の巣等により給排気が妨げられていること。			
(6)			排気筒及び煙突の断熱の状況	目視又は触診により確認する。	断熱材に脱落又は損傷があること。			
(7)			排気筒及び煙突と可燃物，電線等との離隔距離	目視により確認するとともに，必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第115条第1項第三号イ(２)又は第2項の規定に適合しないこと。			
(8)			煙突等への防火ダンパー，風道等の設置の状況	目視又は触診により確認する。	昭和45年建設省告示第1826号第4第二号又は第三号の規定に適合しないこと。			
(9)	自然換気設備		煙突の先端の立ち上がりの状況（密閉型燃焼器具の煙突を除く。）	目視により確認するとともに，必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第115条第1項第一号又は第二号の規定に適合しないこと。			
(10)	機械換気設備		煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況	目視により確認する。	昭和45年建設省告示第1826号第4第四号の規定に適合しないこと。			
(11)			換気扇による換気の状況	目視により確認する。	外気の流れにより著しく換気能力が低下する構造となっていること。			
(12)			給気機又は排気機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	機器に損傷があること，取付けが堅固でないこと又は著しい腐食，損傷等があること。			
(13)			機械換気設備の換気量	排気口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し，風速計を用いて風速を測定し，次の式により換気量を算出する。 $V=3600\nu A$ この式において，V，ν及びAは，それぞれ次の数値を表すものとする。 V　換気量（単位　1時間につき立方メートル） ν　平均風速（単位　1秒につきメートル） A　開口断面積（単位　平方メートル）	令第20条の3第2項第一号イ又は昭和45年建設省告示第1826号第3の規定に適合しないこと。			

3	法第28条第２項又は第３項の規定に基づき換気設備が設けられた居室等						
(1)	防火ダンパー等（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。）	防火ダンパーの設置の状況	設計図書等により確認するとともに，目視により確認する。	令第112条第21項の規定に適合しないこと。			
(2)		防火ダンパーの取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成12年建設省告示第1376号第1の規定に適合しないこと又は著しい腐食があること。			
(3)		防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する。	ダンパーが円滑に作動しないこと。			
(4)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視又は触診により確認する。	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。			
(5)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1376号第3の規定に適合しないこと。			
(6)		防火ダンパーの温度ヒューズ	目視により確認する。	適正な溶解温度の温度ヒューズを使用していないこと。			
(7)		壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1376号第2の規定に適合しないこと。			
(8)		連動型防火ダンパーの煙感知器，熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置	目視により確認するとともに，必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号ニ(2)に適合しないこと。 熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第2第二号ロ(2)の規定に適合しないこと。			
(9)		連動型防火ダンパーの煙感知器，熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況	発煙試験器，加熱試験器等により作動の状況を確認する。	感知器と連動して作動しないこと。			

次の表の上欄に掲げる項目については，それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には，(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず，当該記録により確認することで足り

1項(3)，(9)…1項(3)，(9)及び(16)から（21）まで，2項(13)並びに3項(9)	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で実施した検査等の記録
1項(1)，(2)，(5)から(8)まで，(10)から(12)まで，(14)及び(15)	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士，二級建築士又は建築設備検査員（以下「一級建築士等」という。）が実施した検査の記録
1項(4)及び(13)	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録又は前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

四	備　考
(1)	「著しい腐食」の判定は，「腐食状況の判定基準」による。
(2)	各点検項目について，前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合は，当該記録により確認することも可とする。

五	その他
〔1〕	複数の施設を点検する場合，施設ごとに作成する。
〔2〕	該当しない項目がある場合は，当該項目の「点検結果」欄に斜線を記入し，不明な項目がある場合は，「不明」を記入する。
〔3〕	要是正の指摘があった場合は，「点検結果」欄の「要是正」欄に○印を記入する。
〔4〕	「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は，〔3〕に該当しない場合に○印を記入する。
〔5〕	「点検結果」欄のうち「要是正」欄に○印があった場合は，「部位番号」欄に番号を記入し，別紙「関係写真」の部位番号欄に写真を添付する。

点検結果表　【建築物の昇降機を除く建築設備】

（非常用の照明設備）

番号	点検項目等					点検結果		部位番号
	（い）検査項目		（ろ）検査事項	（は）検査方法	（に）判定基準	指摘なし	要是正	
1	照明器具							
(1)	非常用の照明器具		使用電球，ランプ等	目視により確認する。	昭和45年建設省告示第1830号第1第1号の規定に適合しないこと。			
(2)			照明器具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	天井その他の取付け部に正しく固定されていないこと又は予備電源内蔵コンセント型照明器具である場合は，差込みプラグが壁等に固定されたコンセントに直接接続されていないこと若しくはコンセントから容易に抜ける状態であること。			
2	電池内蔵形の蓄電池，電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置							
（1）	予備電源		予備電源への切替え及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能	作動の状況を確認する。	昭和45年建設省告示第1830号第3第2号又は第3号の規定に適合しないこと。			
（2）	照度		照度の状況	避難上必要となる部分のうち最も暗い部分の水平床面において低照度測定用照度計により測定する。	昭和45年建設省告示第1830号第4の規定に適合しないこと。			
（3）	分電盤		非常用電源分岐回路の表示の状況	目視により確認する。	非常用の照明装置である旨の表示がないこと。			
（4）	配線		配電管等の防火区画の貫通の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	目視又は触診により確認するとともに，必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第112条第20項又は令第129条の2の4第1項第7号の規定に適合しないこと。			
3	電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置							
(1)	配線		照明器具の取付けの状況及び配線の接続の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	目視により確認する。	昭和45年建設省告示第1830号第2の規定に適合しないこと。			
(2)			電気回路の接続の状況	目視により確認するとともに，必要に応じて回路計により測定する。	昭和45年建設省告示第1830号第2の規定に適合しないこと。			
(3)			接続部（幹線分岐及びボックス内に限る。）の耐熱処理の状況	目視により確認する。	昭和45年建設省告示第1830号第2の規定に適合しないこと。			
(4)			予備電源から非常用の照明器具間の配線の耐熱処理の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	目視により確認する。	昭和45年建設省告示第1830号第2第三号の規定に適合しないこと。			
(5)	切替回路		常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況	作動の状況を確認する。	昭和45年建設省告示第1830号第3の規定に適合しないこと。			
(6)			蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況	作動までの時間を確認する。	昭和45年建設省告示第1830号第3の規定に適合しないこと。			
4	電池内蔵形の蓄電池							
(1)	配線及び充電ランプ		充電ランプの点灯の状況	目視により確認する。	点滅スイッチを切断しても充電ランプが点灯しないこと。			
(2)			誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況	目視により確認する。	昭和45年建設省告示第1830号第2の規定に適合しないこと。			
5	電源別置形の蓄電池							
(1)	蓄電池	蓄電池等の状況	蓄電地室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第112条第20項若しくは第21項又は令第129条の2の4第1項第7号の規定に適合しないこと。			
(2)			蓄電池室の換気の状況	室内の温度を温度計により測定する。	室温が摂氏40度を超えていること。			
(3)			蓄電池の設置の状況	目視又は触診により確認する。	変形，損傷，腐食，液漏れ等があること。			
(4)		蓄電池等の性能	電圧	電圧計により測定する。	電圧が正常でないこと。			
(5)			電解液比重	比重計により測定する。	電解液比重が適正でないこと。			
(6)			電解液の温度	温度計により測定する。	電解液の温度が摂氏45度を超えていること。			
(7)		充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況	目視より確認する。	令第112条第20項若しくは第21項又は令第129条の2の4第1項第7号の規定に適合しないこと。			
(8)			キュービクルの取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。			

6	自家用発電装置						
(1)	自家用発電装置の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第112条第20項若しくは第21項又は令第129条の2の4第1項第7号の規定に適合しないこと。			
(2)		発電機の発電容量	予備電源の容量を確認する。	自家用発電装置の出力容量が少なく，防災設備を30分以上運転できないこと。			
(3)		発電機及び原動機の状況	目視又は触診により確認する。	端子部の締め付けが堅固でないこと，計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること。			
(4)		燃料油，潤滑油及び冷却水の状況	目視により確認する。	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が少なく30分以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内にないこと。			
(5)		始動用の空気槽の圧力	圧力計を目視により確認するとともに，聴診により確認する。	空気槽の自動充気圧力が，高圧側で2.2から2.9メガパスカル，低圧側で0.7から1.0メガパスカルに維持されていないこと又は圧力が低下しても警報を発しないこと。			
(6)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認するとともに，蓄電池電圧を電圧計により測定する。	電圧が定格電圧以下であること，電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み，液漏れ等があること。			
(7)		燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視により確認する。	配管の接続部等に漏洩等があること。			
(8)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。	発電機盤，自動制御盤等の計器類，スイッチ等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプが点灯しないこと。			
(9)		自家用発電装置の取付の状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食，損傷等があること。			
(10)		自家用発電機室の給排気の状況(屋外設置の場合に限る。)	室内の温度を温度計により測定するとともに，作動の状況を確認する。	給排気状態が十分でなく室内温度が摂氏40度を超えていること又は給排気ファンが単独で若しくは発電機と連動して運転できないこと。			
(11)		接地線の接続の状況	目視により確認する。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。			
(12)		絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定する。	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条の規定値を下回っていること。			
(13)	自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況	作動の状況を確認する。	予備電源への切替えができないこと。			
(14)		始動の状況	作動の状況を確認する。	空気始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動から40秒以内に確立しないこと。			
(15)		運転の状況	目視，聴診又は触診により確認する。	運転中に異常な音，異常な振動等があること。			
(16)		排気の状況	目視により確認する。	排気管，消音器等の変形，損傷，き裂等による排気漏れがあること。			
(17)		コンプレッサー，燃料ポンプ，冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	作動の状況を確認する。	運転時に異常な音，異常な振動等があること。			

5項(2)から(6)まで並びに6項(3)から(8)まで及び(10)から(17)までについては，前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録がある場合には，(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず，当該記録により確認することで足りる。

7	備　考
(1)	「著しい腐食」の判定は，「腐食状況の判定基準」による。
(2)	各点検項目について，前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合は，当該記録により確認することも可とする。

8	その他
〔1〕	複数の施設を点検する場合，施設ごとに作成する。
〔2〕	該当しない項目がある場合は，当該項目の「点検結果」欄に斜線を記入し，不明な項目がある場合は，「不明」を記入する。
〔3〕	要是正の指摘があった場合は，「点検結果」欄の「要是正」欄に○印を記入する。
〔4〕	「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は，〔3〕に該当しない場合に○印を記入する。
〔5〕	「点検結果」欄のうち「要是正」欄に○印があった場合は，「部位番号」欄に番号を記入し，別紙「関係写真」の部位番号欄に写真を添付する。

点検結果表　【建築物の昇降機を除く建築設備】

（給水設備及び排水設備）

番号	点検項目等				点検結果		部位番号
	（い）検査項目	（ろ）検査事項	（は）検査方法	（に）判定基準	指摘なし	要是正	
1	飲料用の配管設備及び排水設備						
(1)	飲料用配管及び排水配管（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	配管の取付けの状況	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第4第一号の規定に適合しないこと。			
(2)		配管の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	配管に腐食又は漏水があること。			
(3)		配管が貫通する箇所の損傷防止措置の状況	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第4第二号の規定に適合しないこと。			
(4)		継手類の取付けの状況	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第4第三号の規定に適合しないこと。			
(5)		保温措置の状況	目視により確認する。	令第129条の2の4第1項第五号又は第2項第四号の規定に適合しないこと。			
(6)		防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第129条の2の4第1項第二号又は第七号の規定に適合しないこと。			
(7)		配管の支持金物	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第4第一号又は第四号の規定に適合しないこと。			
(8)		飲料水系統配管の汚染防止措置の状況	目視により確認する。	令第129条の2の4第2項第一号又は第二号の規定に適合しないこと。			
(9)		止水弁の設置の状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第1第一号ロの規定に適合しないこと。			
(10)		ウォーターハンマーの防止措置の状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第1第一号イの規定に適合しないこと。			
(11)		給湯管及び膨張管の設置の状況	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第4第四号の規定に適合しないこと。			
2	飲料水の配管設備						
(1)	飲料用の給水タンク及び貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）並びに給水ポンプ	給水タンク等の設置の状況	目視により確認するとともに，必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	昭和50年建設省告示第1597号第1第二号イ又はロの規定に適合しないこと。			
(2)		給水タンク等の通気管，水抜き管，オーバーフロー管等の設置の状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第1第一号又は第二号の規定に適合しないこと。			
(3)		給水タンク等の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	令第129条の2の4第2項第五号の規定に適合しないこと。			
(4)		給水用圧力タンクの安全装置の状況	作動の状況を確認する。	令第129条の2の4第1項第四号の規定に適合しないこと。			
(5)		給水ポンプの運転の状況	水圧計により測定するとともに，作動の状況を確認する。	運転中に異常な音，異常な振動等があること又は定格水圧がないこと。			
(6)		給水タンク及びポンプ等の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第1又は第2の規定に適合しないこと。			
(7)		給水タンク等の内部の状況	目視により確認する。	藻等の異物があること。			
(8)	給湯設備（循環ポンプを含む。）	給湯設備（ガス湯沸器を除く。）の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第2又は第5の規定に適合しないこと。			
(9)		ガス湯沸器の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第2又は第5の規定に適合しないこと又は引火性危険物のある場所及び燃焼廃ガスの上昇する位置に取り付けている			
(10)		給湯設備の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	本体に腐食又は漏水があること。			
3	排水設備						
(1)	排水槽	排水槽のマンホールの大きさ	目視により確認するとともに，必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第二号ロの規定に適合しないこと。			
(2)		排水槽の通気の状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第二号ホの規定に適合しないこと。			
(3)		排水漏れの状況	目視により確認する。	漏れがあること。			
(4)		排水ポンプの設置の状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食，損傷等があること。			
(5)		排水ポンプの運転の状況	水圧計により測定するとともに，作動の状況を確認する。	運転中に異常な音，異常な振動等があること又は定格水圧がないこと。			
(6)		地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況	作動の状況を確認する。	昭和44年建設省告示第1730号第3第三号又は第四号の規定に適合しないこと。			
(7)	排水再利用配管設備（中水道を含む。）	雑用水の用途	雑用水に着色等を行い，目視等により確認する。	令第129条の2の4第2項第一号又は昭和50年建設省告示第1597号第2第六号ハの規定に適合しないこと。			
(8)		雑用水給水栓の表示の状況	作動の状況を確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第6号ニの規定に適合しないこと。			
(9)		配管の標識等	作動の状況を確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第6号ロの規定に適合しないこと。			
(10)		雑用水タンク，ポンプ等の設置の状況	作動の状況を確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食，損傷等があること。			
(11)		消毒装置	作動の状況を確認する。	消毒液がなくなり，装置が機能しないこと。			

(12)	その他	衛生設備	衛生器具の取付けの状況	目視により確認する。	令第129条の2の4第2項第二号の規定に適合しないこと，取付けが堅固でないこと又は損傷があること。			
(13)		排水トラップ	排水トラップの取付けの状況	目視により確認するとともに，必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第三号イ，ロ，ハ又はニの規定に適合しないこと。			
(14)		阻集器	阻集器の構造，機能及び設置の状況	目視により確認するとともに，必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第四号イ，ロ又はハの規定に適合しないこと。			
(15)		排水管	公共下水道等への接続の状況	**目視により確認する。**	令第129条の2の4第3項第三号の規定に適合しないこと。			
(16)			雨水排水立て管の接続の状況	**目視により確認する。**	昭和50年建設省告示第1597号第2第一号ハの規定に適合しないこと。			
(17)			排水の状況	目視により確認する。	排水勾配がないこと又は流れていないこと。			
(18)			掃除口の取付けの状況	**目視により確認する。**	昭和50年建設省告示第1597号第2第一号イの規定に適合しないこと。			
(19)			雨水系統との接続の状況	**目視により確認する。**	昭和50年建設省告示第1597号第2第三号イの規定に適合しないこと。			
(20)			間接排水の状況	**目視により確認する。**	昭和50年建設省告示第1597号第2第一号ロの規定に適合しないこと又は損傷があること。			
(21)		通気管	通気開口部の状況	**目視により確認する。**	昭和50年建設省告示第1597号第2第五号ハの規定に適合しないこと。			
(22)			通気管の状況	目視又は嗅診により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第二号イ又は第五号の規定に適合しないこと又は損傷があること。			

次の表の上欄に掲げる項目については，それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には，(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず，当該記録により確認することで足りる。

1項（(2)を除く。），2項（(2)，(3)及び(7)を除く。）並びに3項（(2)，(3)，(5)，(11)，(14)及び（22）を除く。）	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録
1項(2)，2項(2)，(3)及び(7)並びに3項(2)，(3)，(5)，(11)，(14)及び（22）	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録又は前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

4	備　考
(1)	「著しい腐食」の判定は，「腐食状況の判定基準」による。
(2)	各点検項目について，前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合は，当該記録により確認することも可とする。

5	その他
〔1〕	複数の施設を点検する場合，施設ごとに作成する。
〔2〕	該当しない項目がある場合は，当該項目の「点検結果」欄に斜線を記入し，不明な項目がある場合は，「不明」を記入する。
〔3〕	要是正の指摘があった場合は，「点検結果」欄の「要是正」欄に○印を記入する。
〔4〕	「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は，〔3〕に該当しない場合に○印を記入する。
〔5〕	「点検結果」欄のうち「要是正」欄に○印があった場合は，「部位番号」欄に番号を記入し，別紙「関係写真」の部位番号欄に写真を添付する。

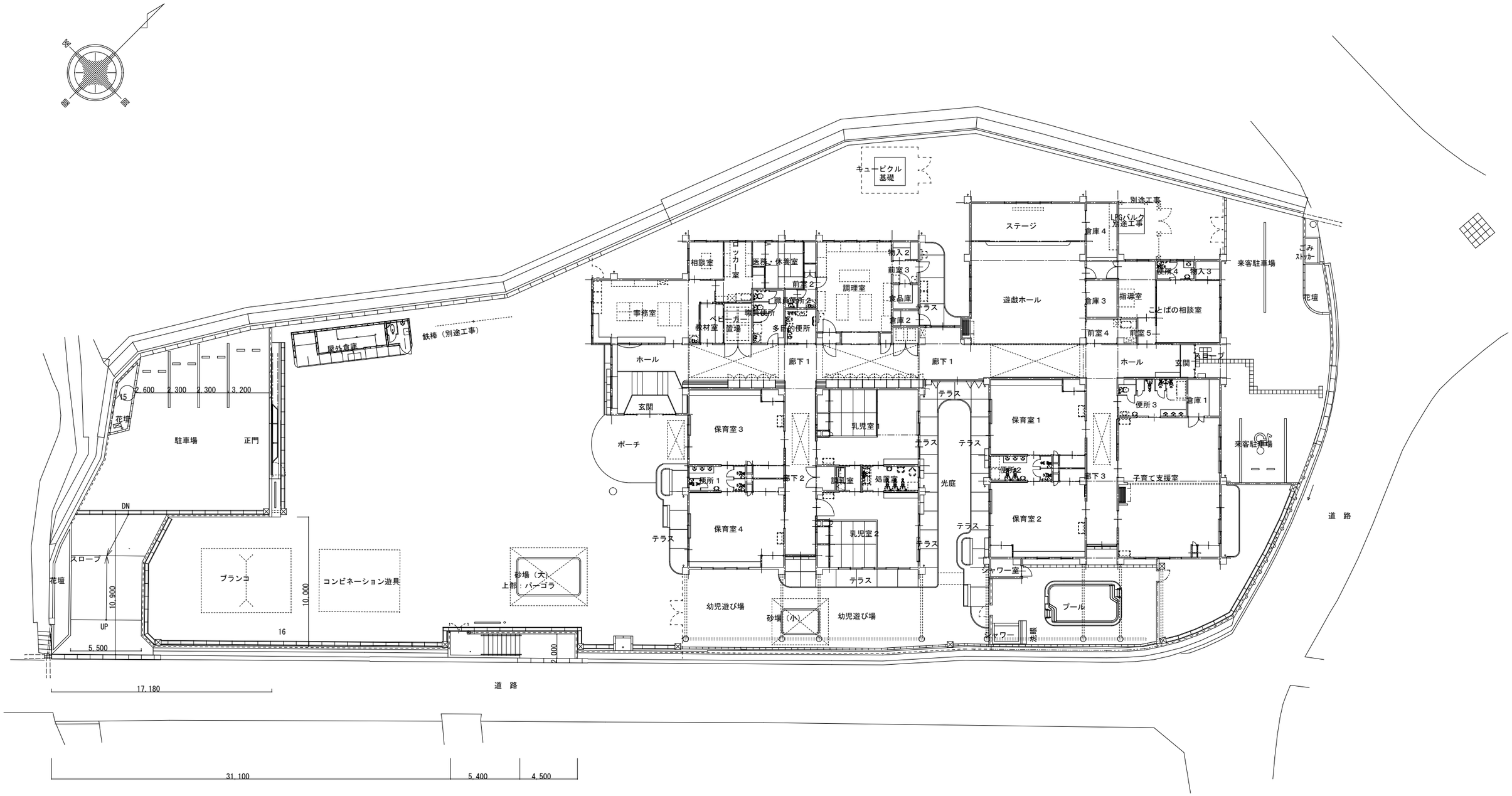

構造規模

鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造平家建

延べ面積　1,023.06㎡

	図面名称	平面図　S=1:300	施設名	福山市立西山手保育所	作図年月 作成者	福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課

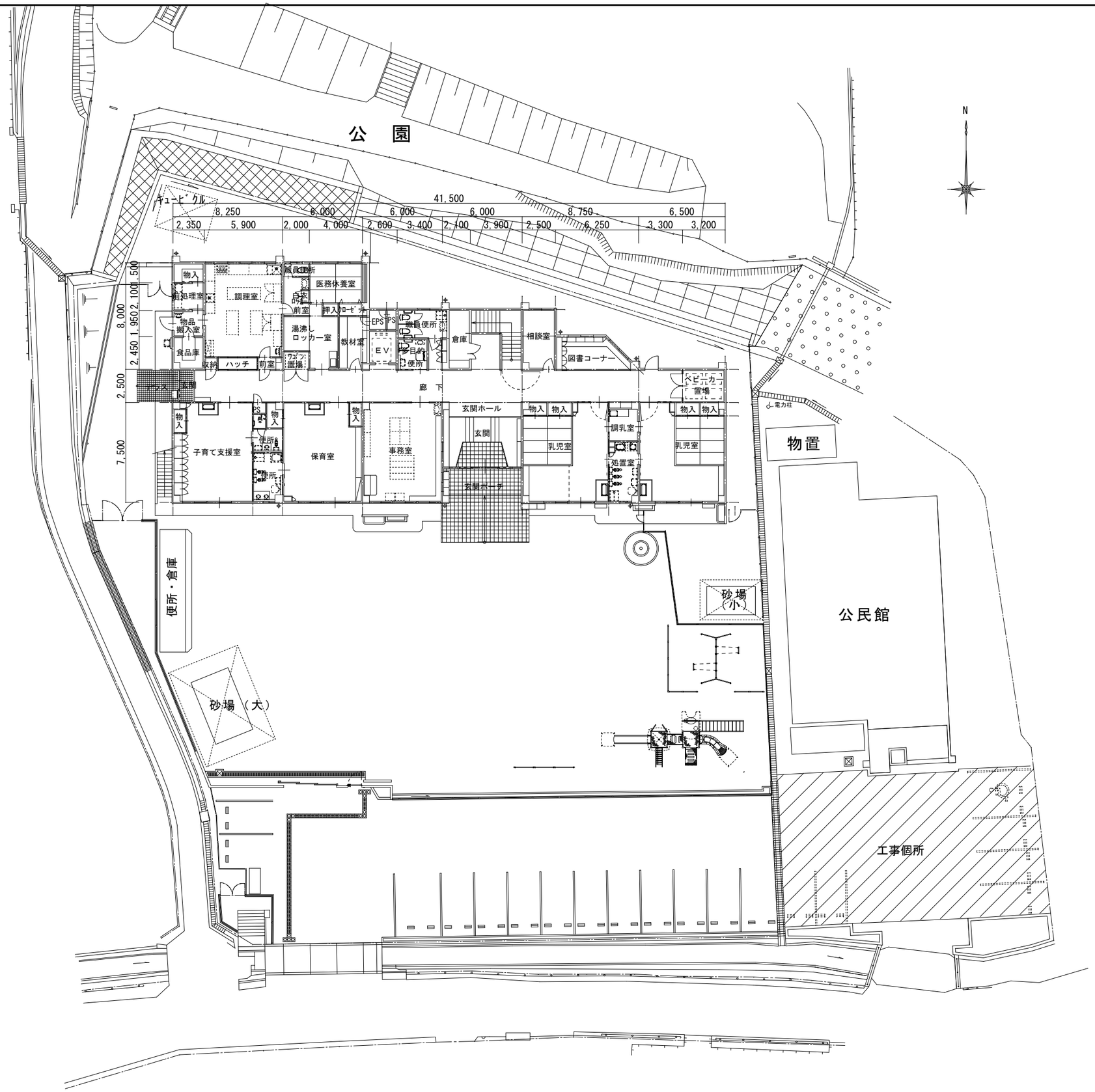

構造規模

鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造２階建

延べ面積　1,133.82㎡

図面名称	１階平面図　S=1:300	施設名	福山市立蔵王保育所	作図年月 作成者	福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課

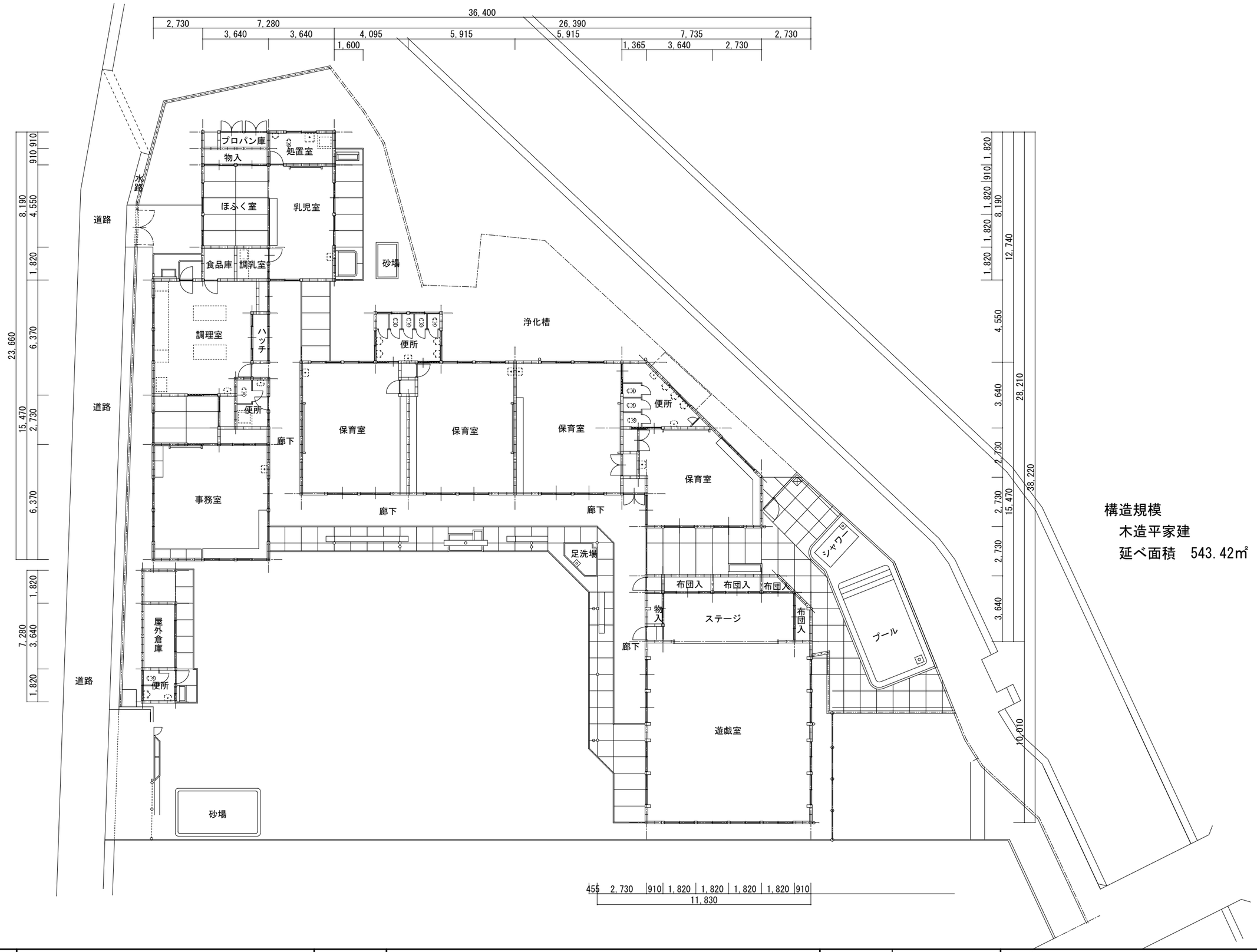

構造規模
木造平家建
延べ面積　543.42㎡

図面名称	平面図　S=1:200	施設名	福山市立津之郷保育所	作図年月 作成者	福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課

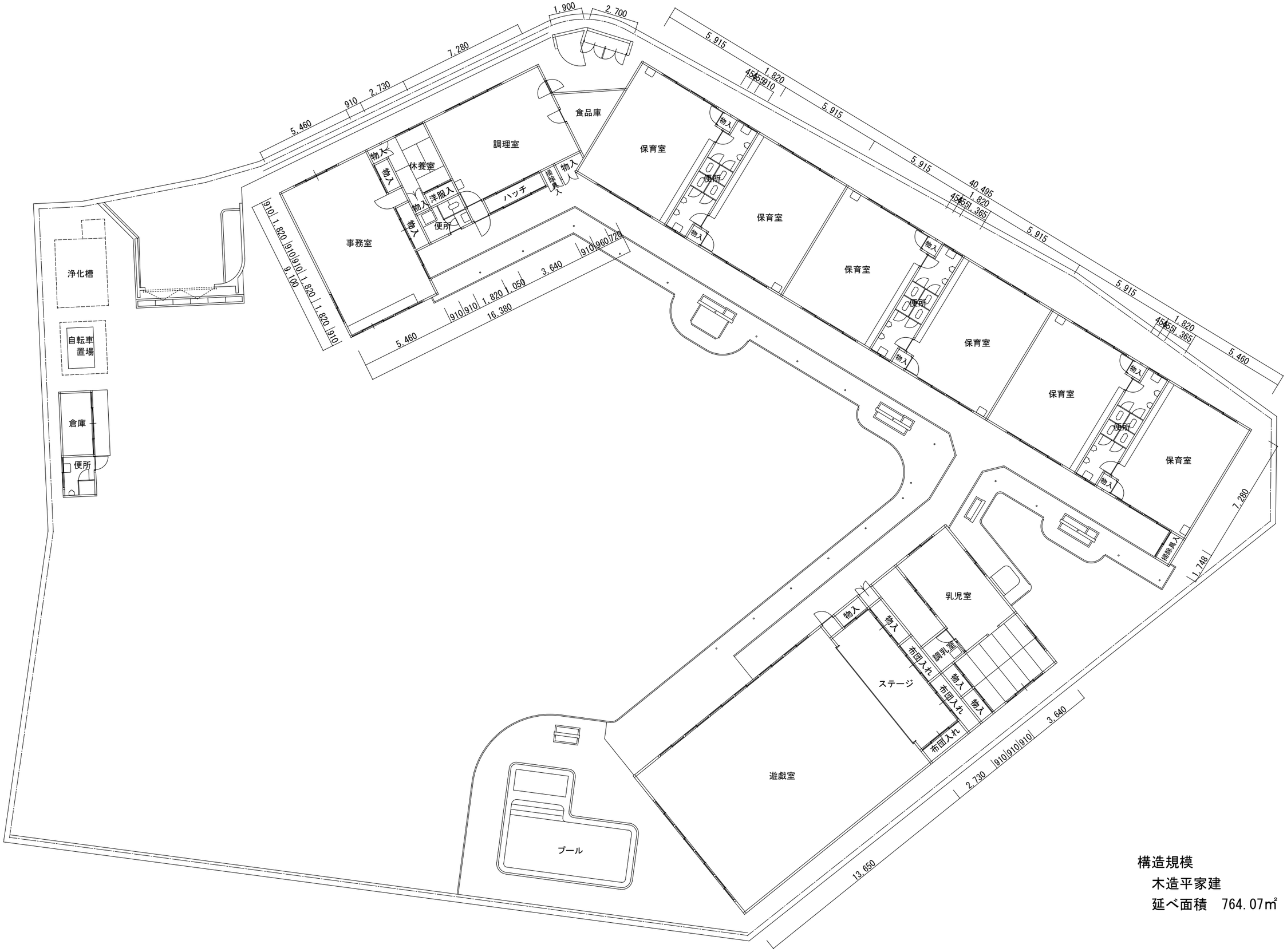

構造規模
木造平家建
延べ面積　764.07㎡

図面名称	平面図　S=1:200	施設名	福山市立熊野保育所	作図年月	
				作成者	福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課

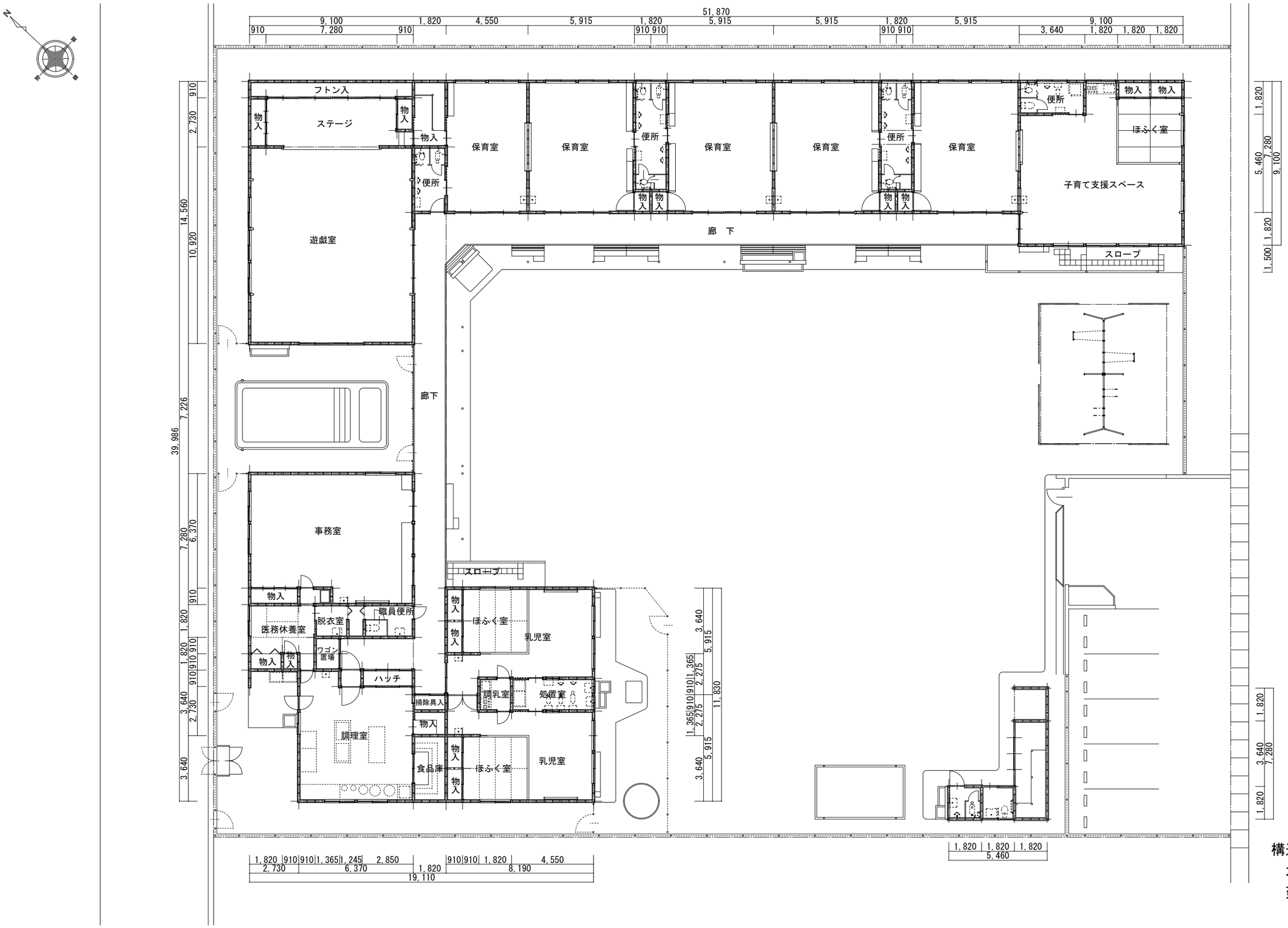

構造規模
木造平家建
延べ面積　805.49㎡

	図面名称	平面図　S=1:200	施設名	福山市立水呑立正保育所	作図年月 作成者	福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課

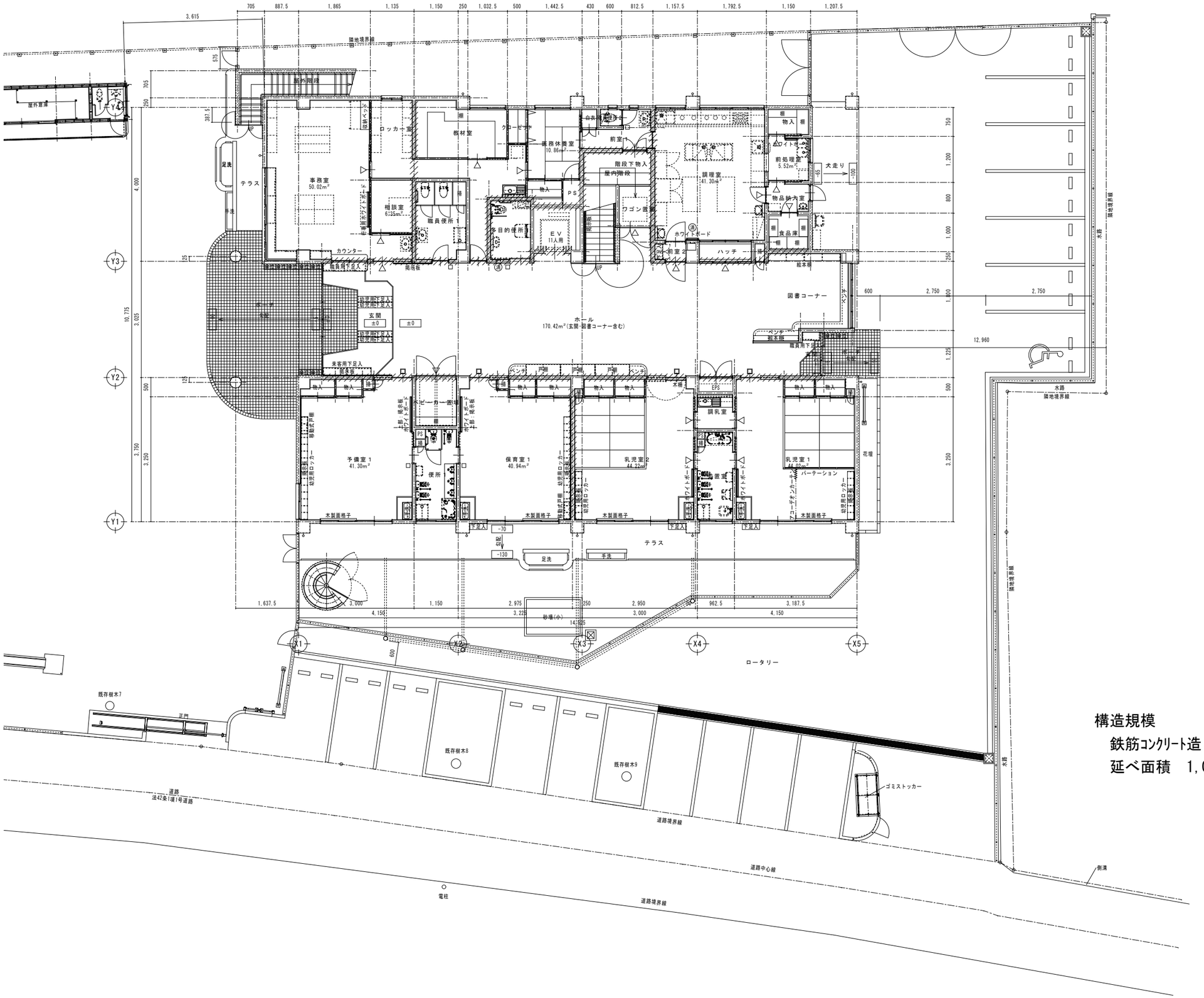

構造規模

鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造２階建

延べ面積　1,085.25㎡

	図面名称	１階平面図　S=1:100	施設名	福山市立樹徳保育所	作図年月 作成者	福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課

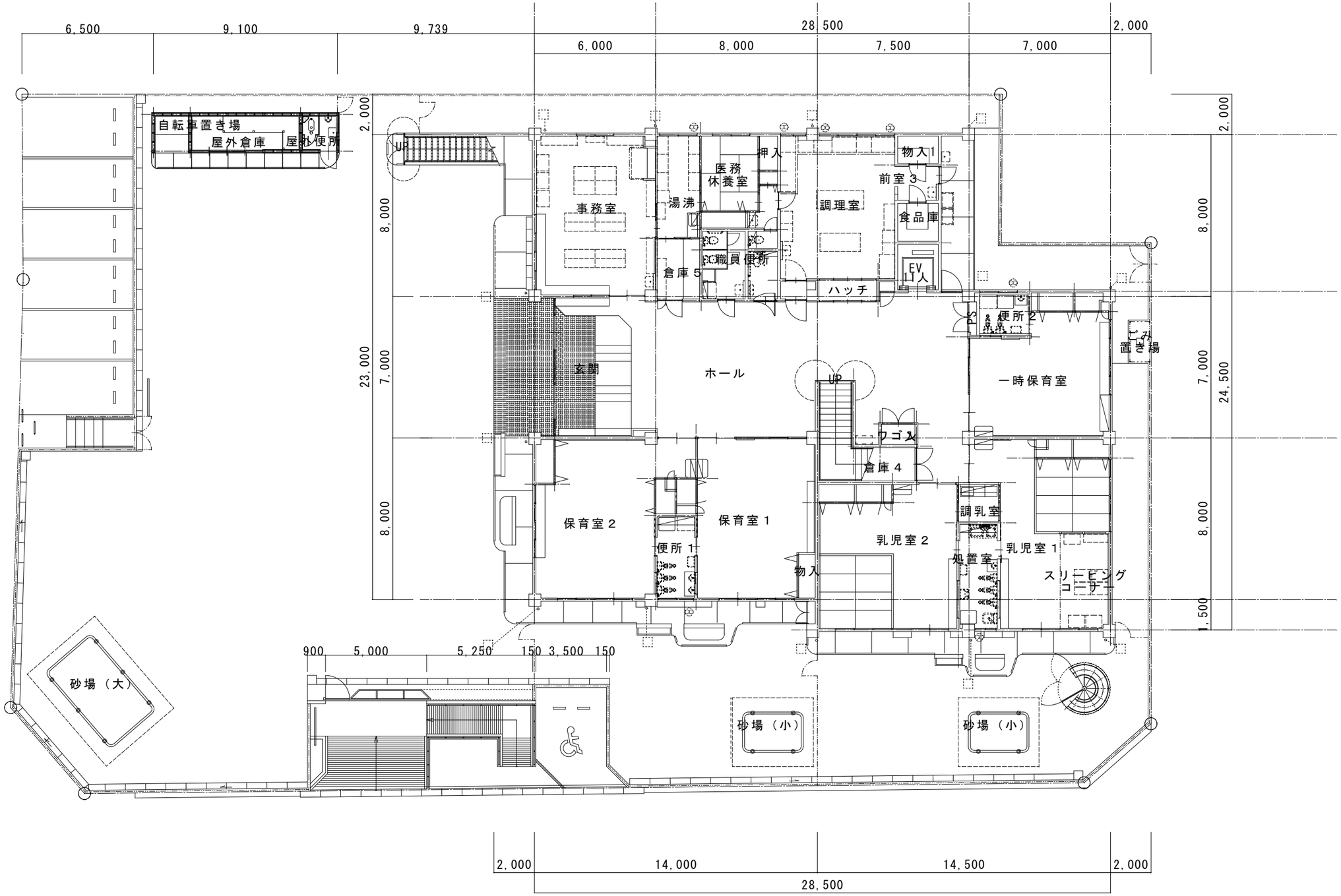

構造規模

鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造２階建

延べ面積　1,146.13㎡

図面名称	１階平面図　S=1:200	施設名	福山市立西保育所	作図年月 作成者	福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課

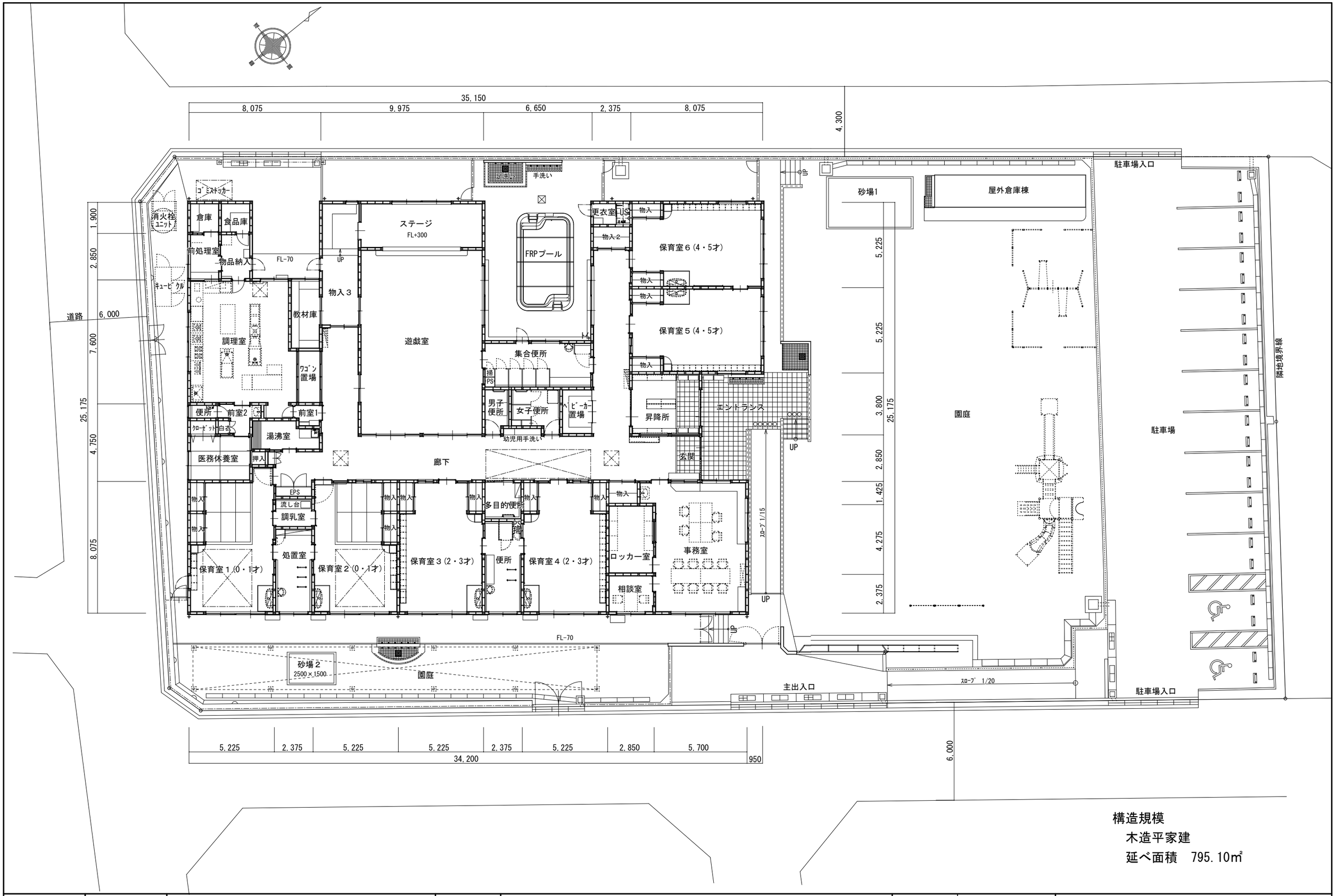

構造規模
木造平家建
延べ面積　795.10㎡

図面名称	平面図　S=1:300	施設名	福山市立長和保育所	作図年月		福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課
				作成者		

構造規模
鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造２階建
延べ面積　1,376.91㎡

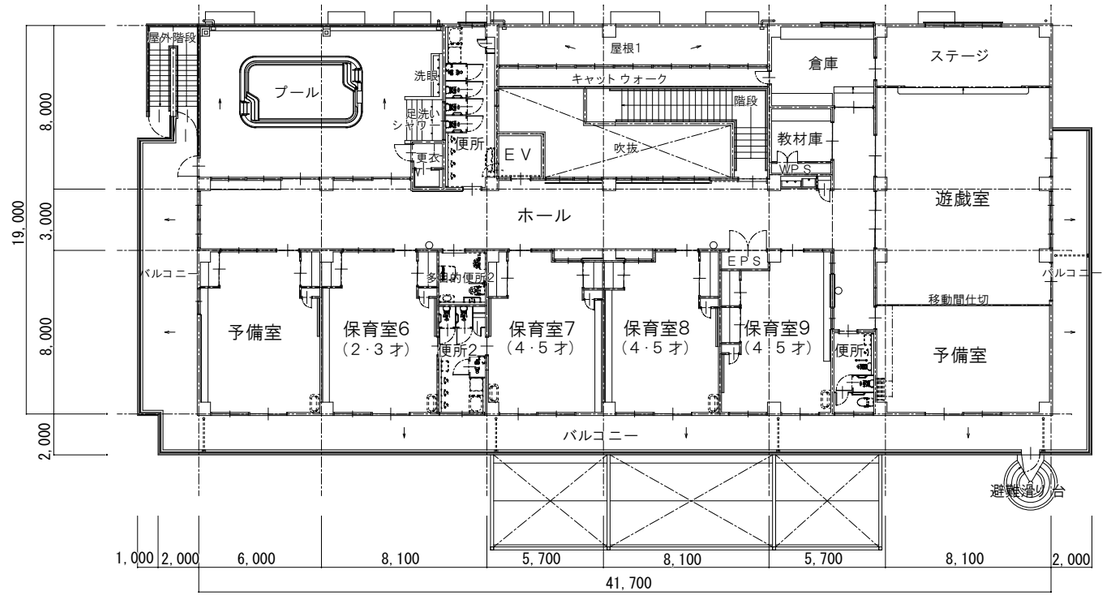

２階平面図

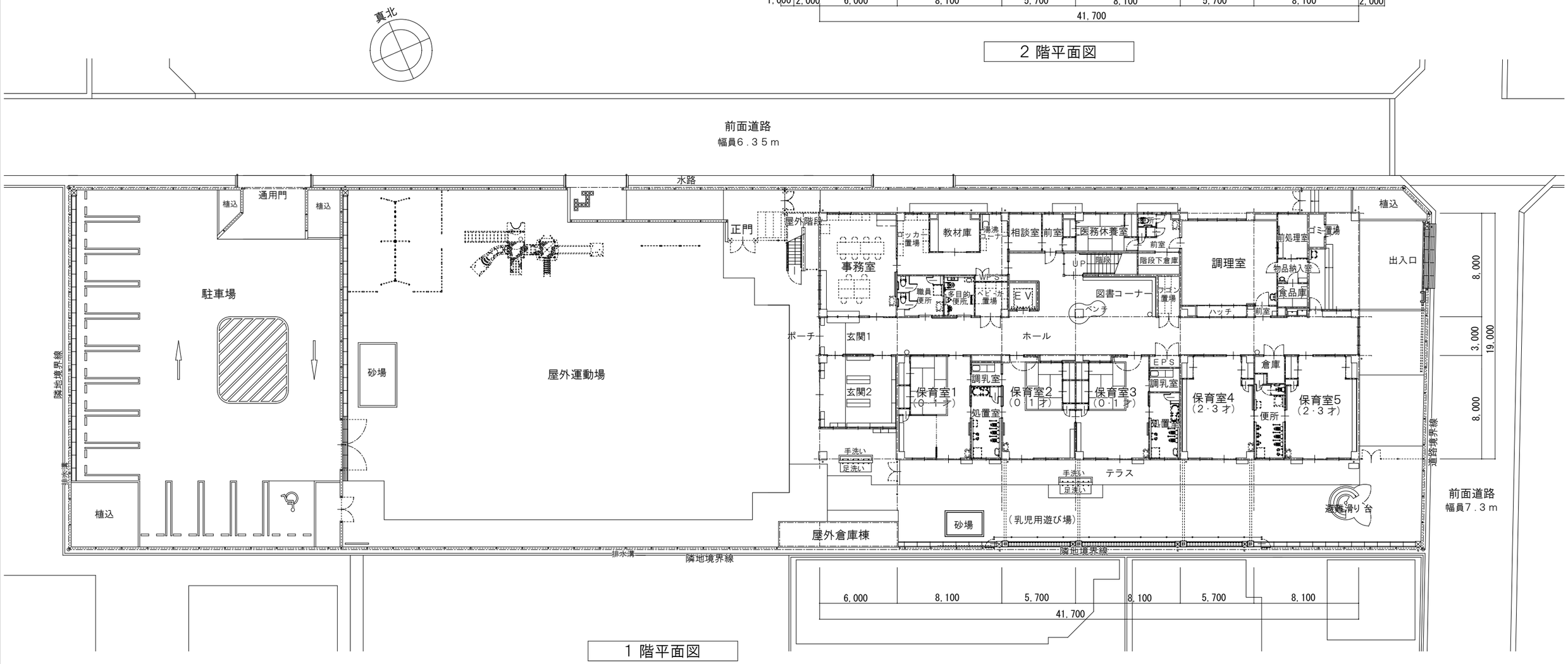

１階平面図

図面名称	１階・２階平面図　S=1:300	施設名	福山市立川口保育所	作図年月		福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課
				作成者		

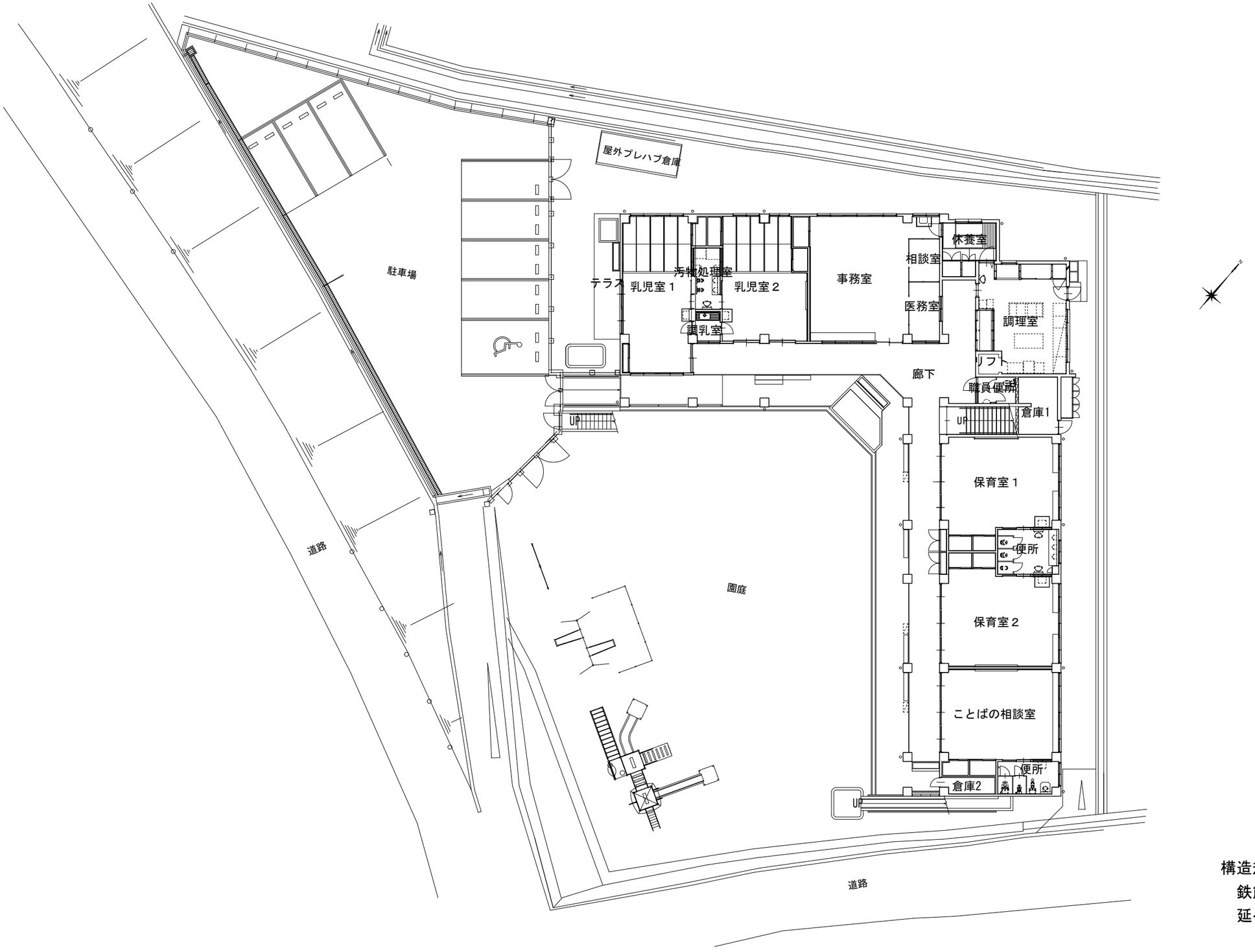

構造規模
鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造２階建
延べ面積　901.41㎡

図面名称	１階平面図　S=1:250	施設名	福山市立高西保育所	作図年月 作成者	福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課

構造規模
木造平家建
延べ面積　602.01㎡

	図面名称	平面図　S=1:200	施設名	福山市立東村保育所	作図年月 作成者	福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課

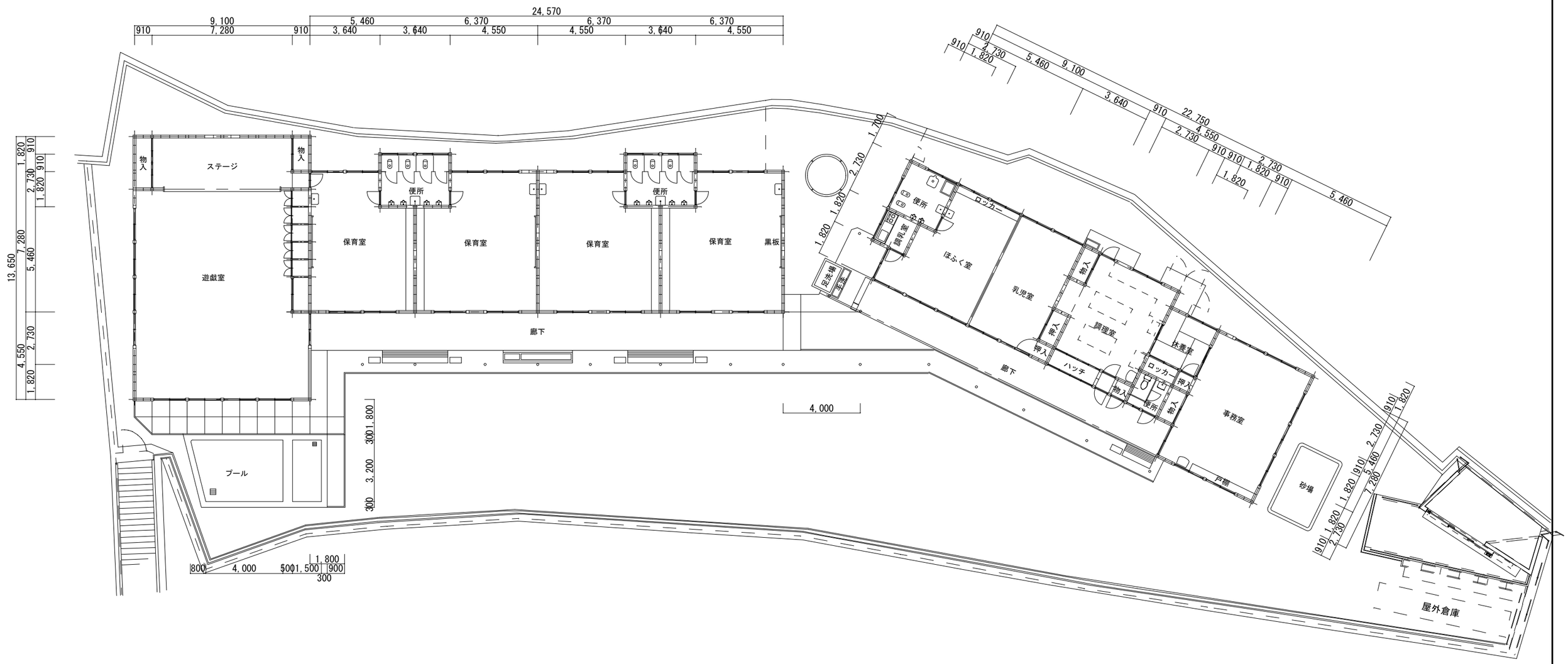

構造規模
木造平家建
延べ面積　598.43㎡

	図面名称	平面図　S=1:200	施設名	福山市立東神村保育所	作図年月 作成者	福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課

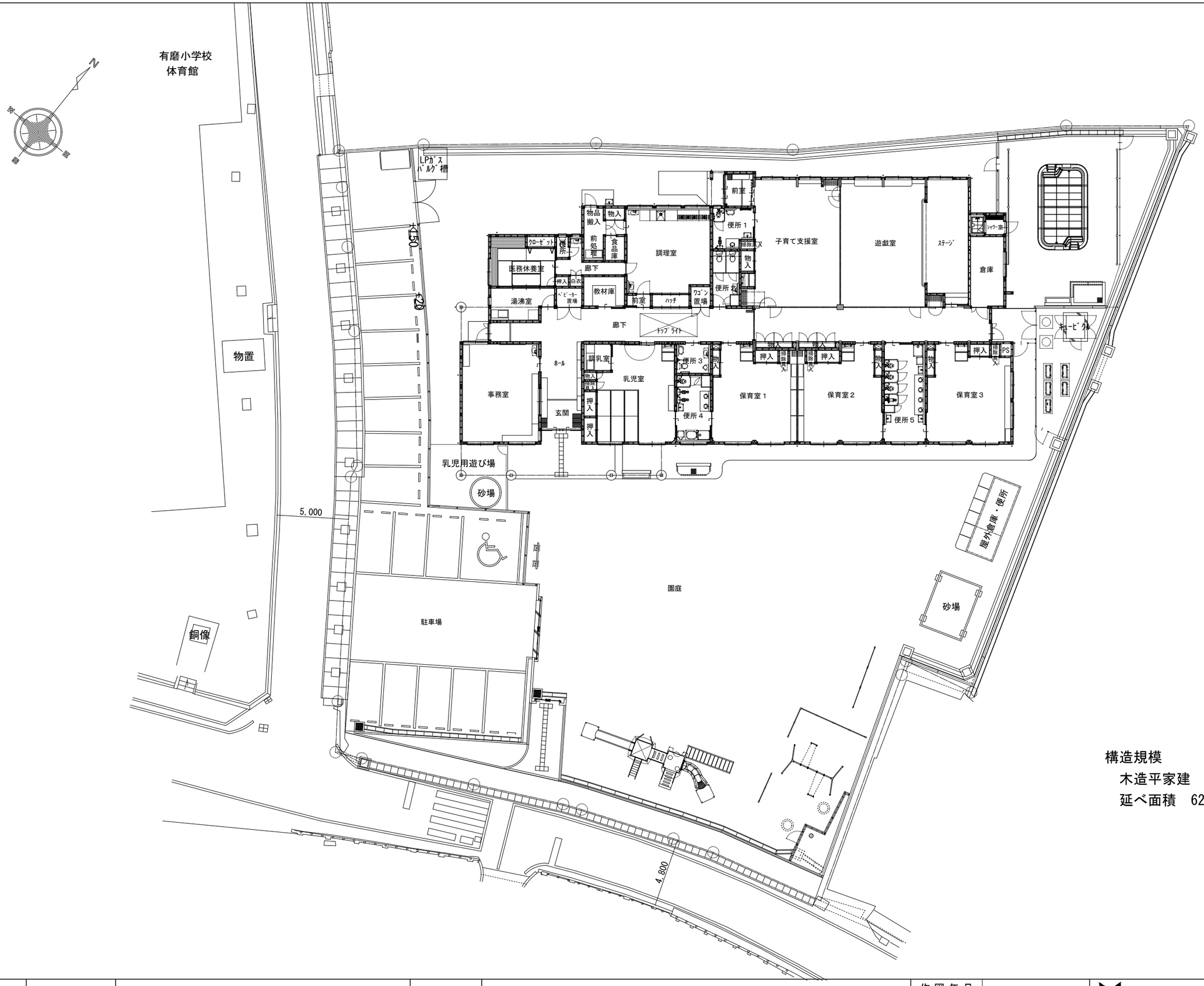

構造規模
木造平家建
延べ面積　626.55㎡

	図面名称	平面図　S=1:250	施設名	福山市立有磨保育所	作図年月 作成者	福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課

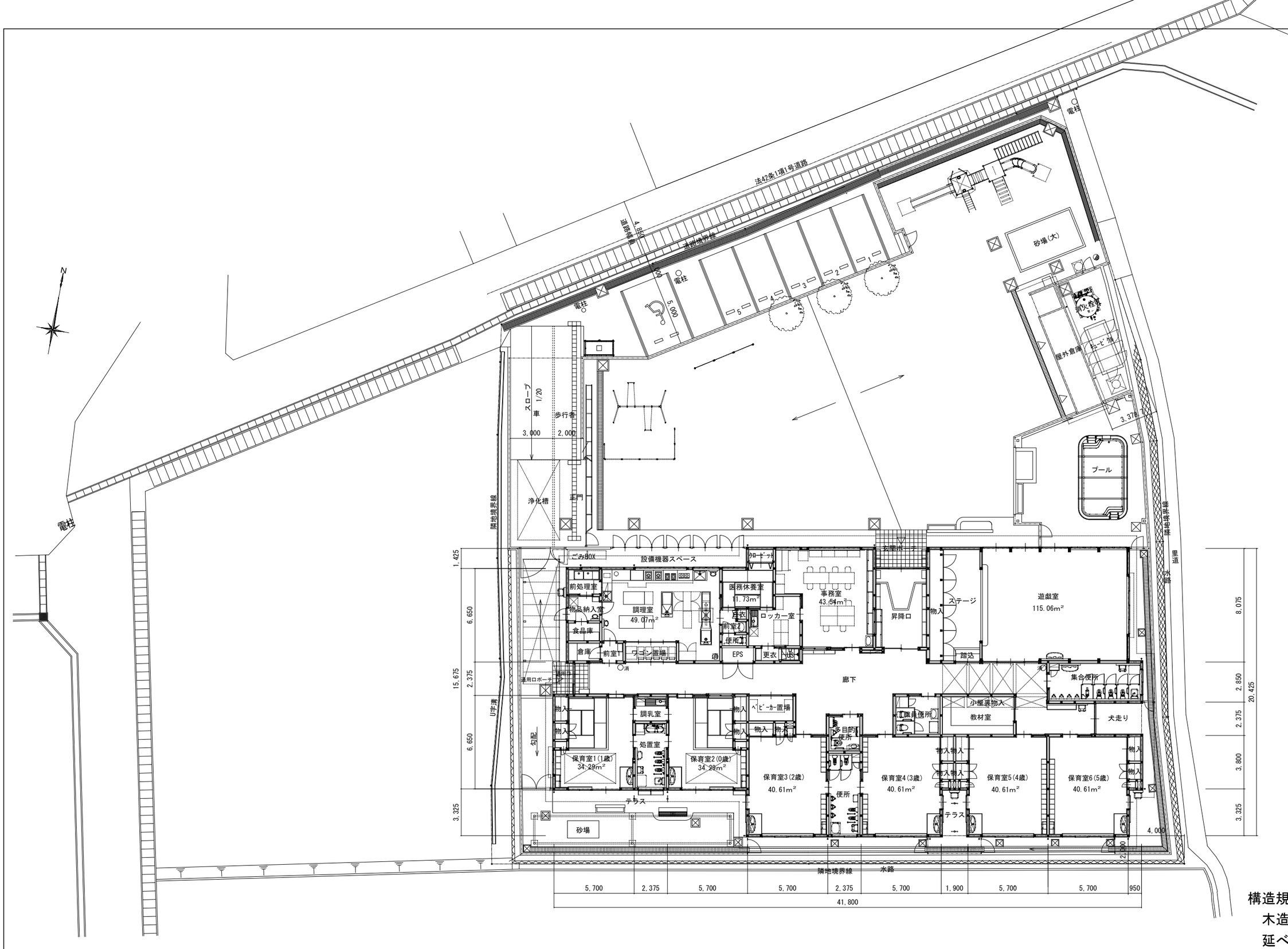

構造規模
木造平家建
延べ面積　748.17㎡

図面名称	平面図　S=1:250	施設名	福山市立福田保育所	作図年月		福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課
				作成者		

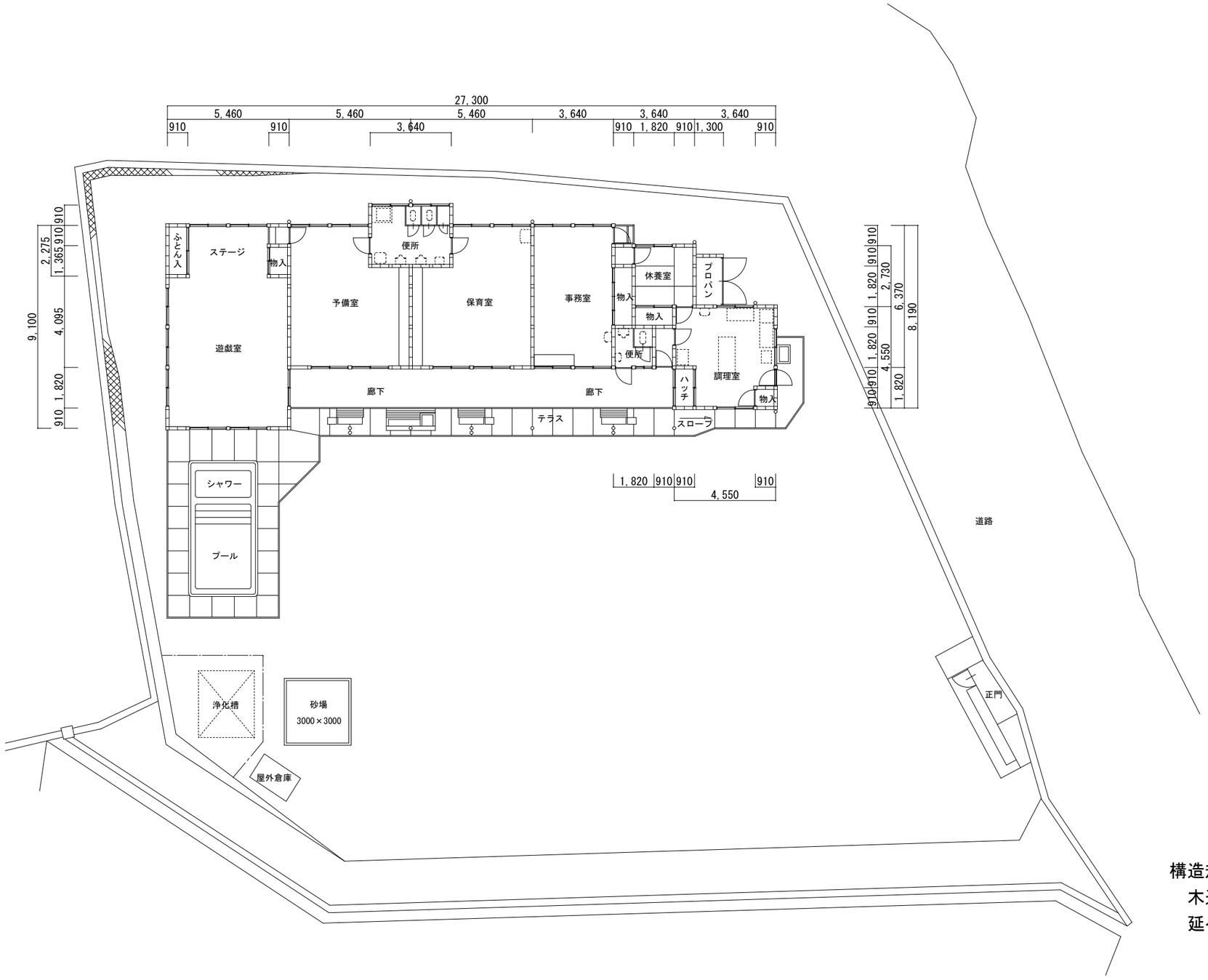

構造規模
木造平家建
延べ面積　233.08㎡

	図面名称	平面図　S=1:200	施設名	福山市立広瀬保育所	作図年月 作成者	福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課

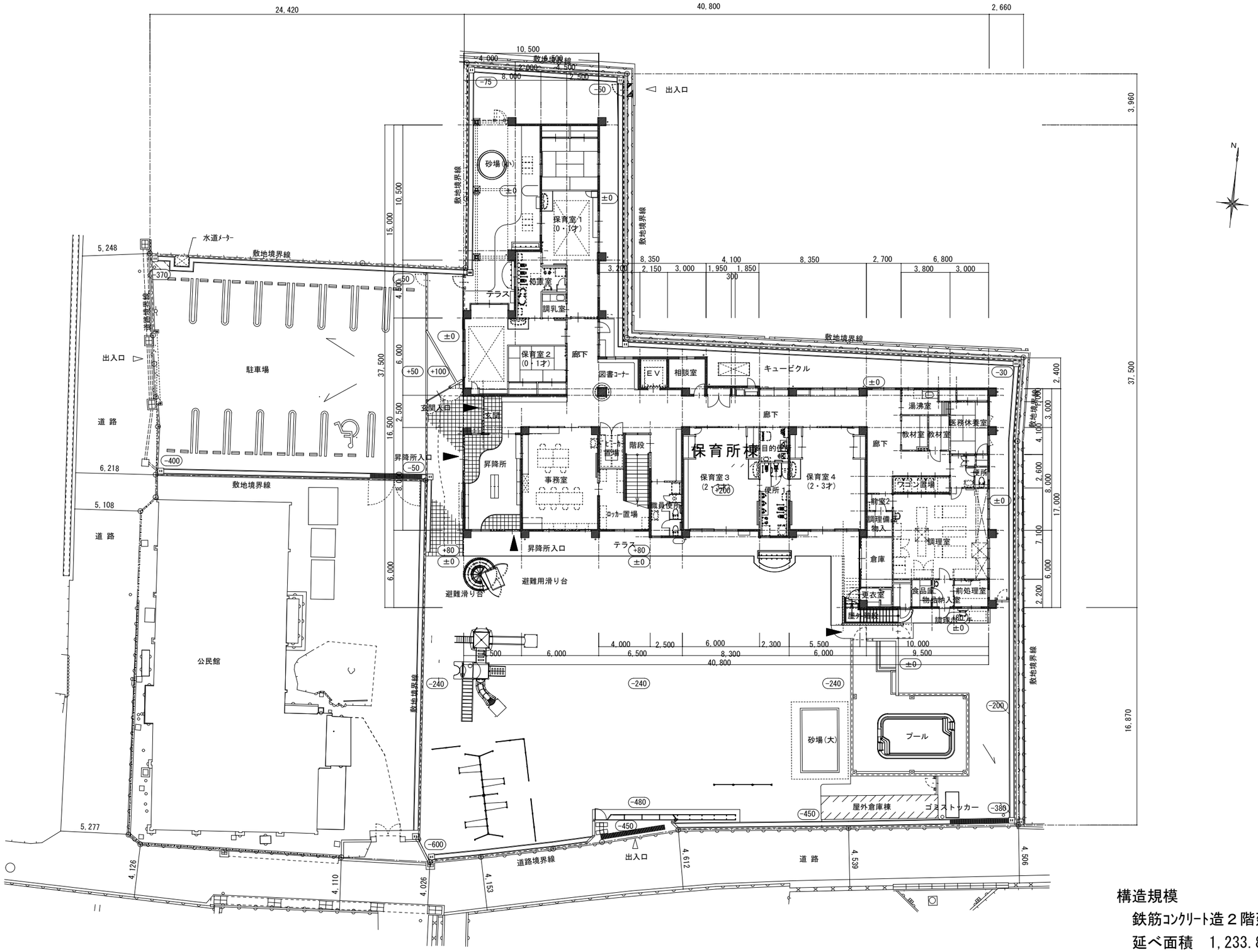

構造規模

鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造２階建

延べ面積　1,233.80㎡

図面名称	１階平面図　S=1:300	施設名	福山市立駅家西保育所	作図年月		福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課
				作成者		

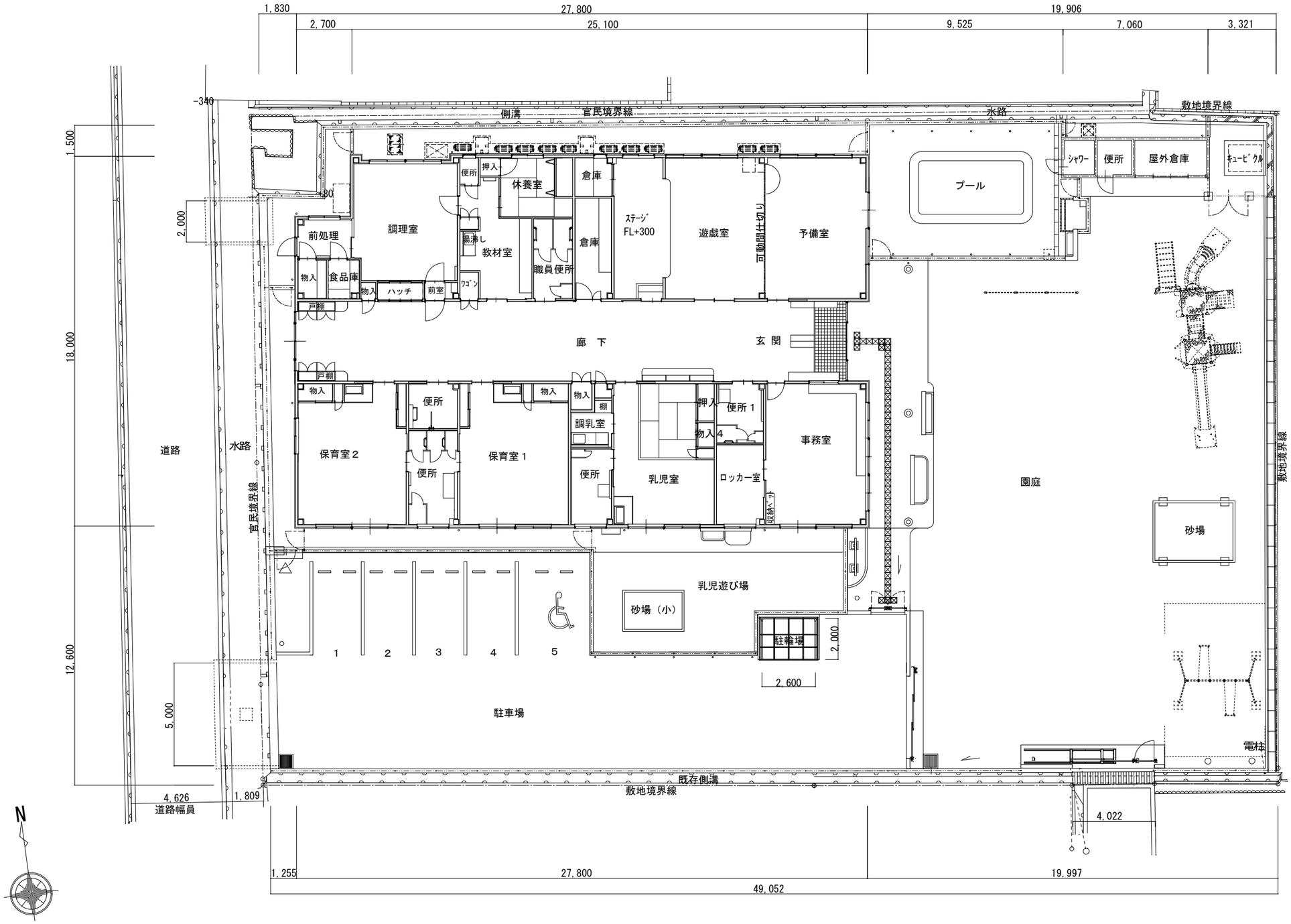

構造規模

鉄骨造平家建

延べ面積　486.90㎡

図面名称	平面図　S=1:200	施設名	福山市立服部南保育所	作図年月		福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課
				作成者		

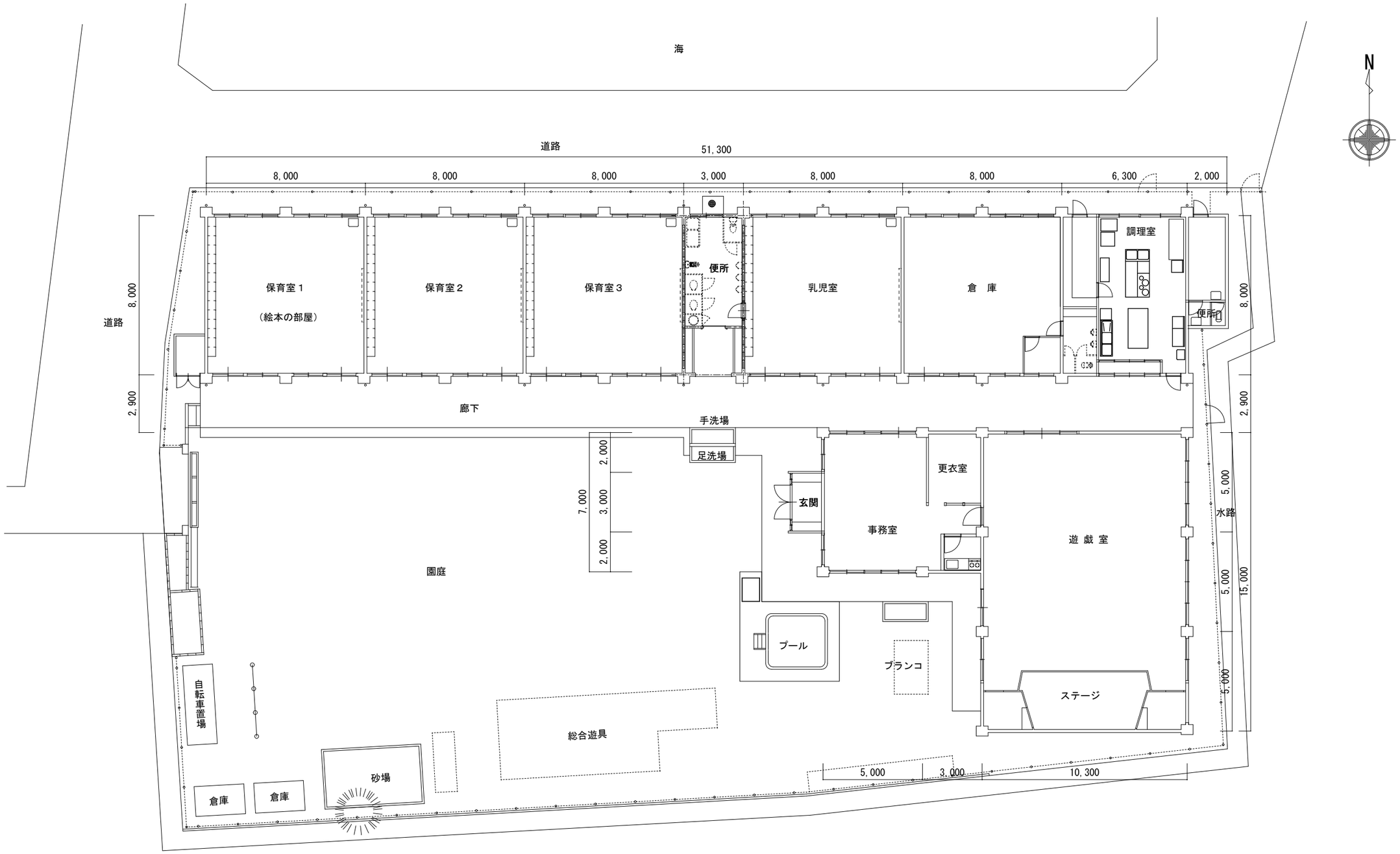

配置平面図

構造規模
鉄筋コンクリート造平家建て
延べ面積　655.60㎡

図面名称	配置・平面図	施設名	福山市立内海保育所	福山市保健福祉局児童部庶務課

構造規模
鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造２階建
延べ面積　653.16㎡

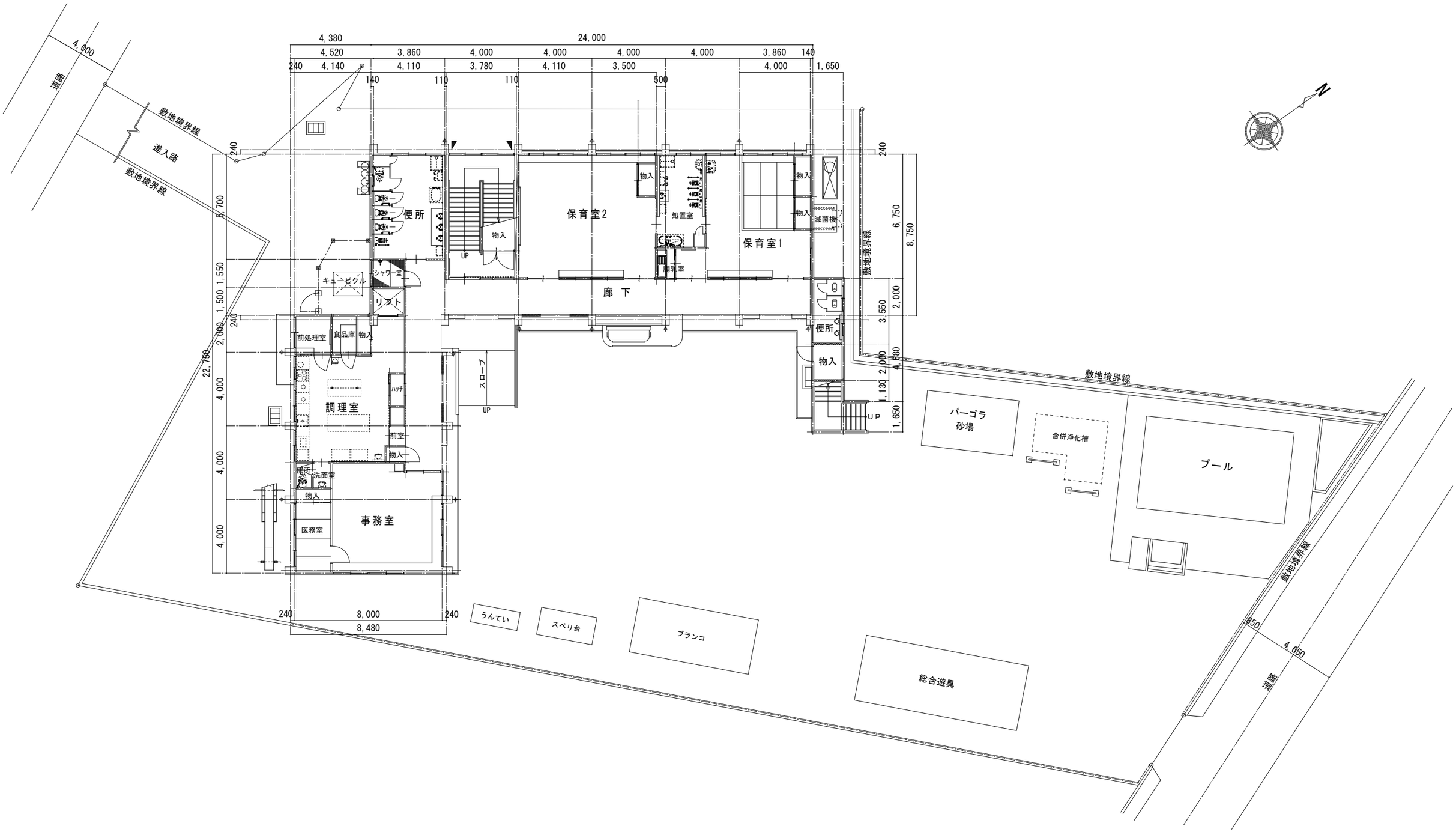

	図面名称	１階平面図　S=1:200	施設名	福山市立常金丸保育所	作図年月 作成者	福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課

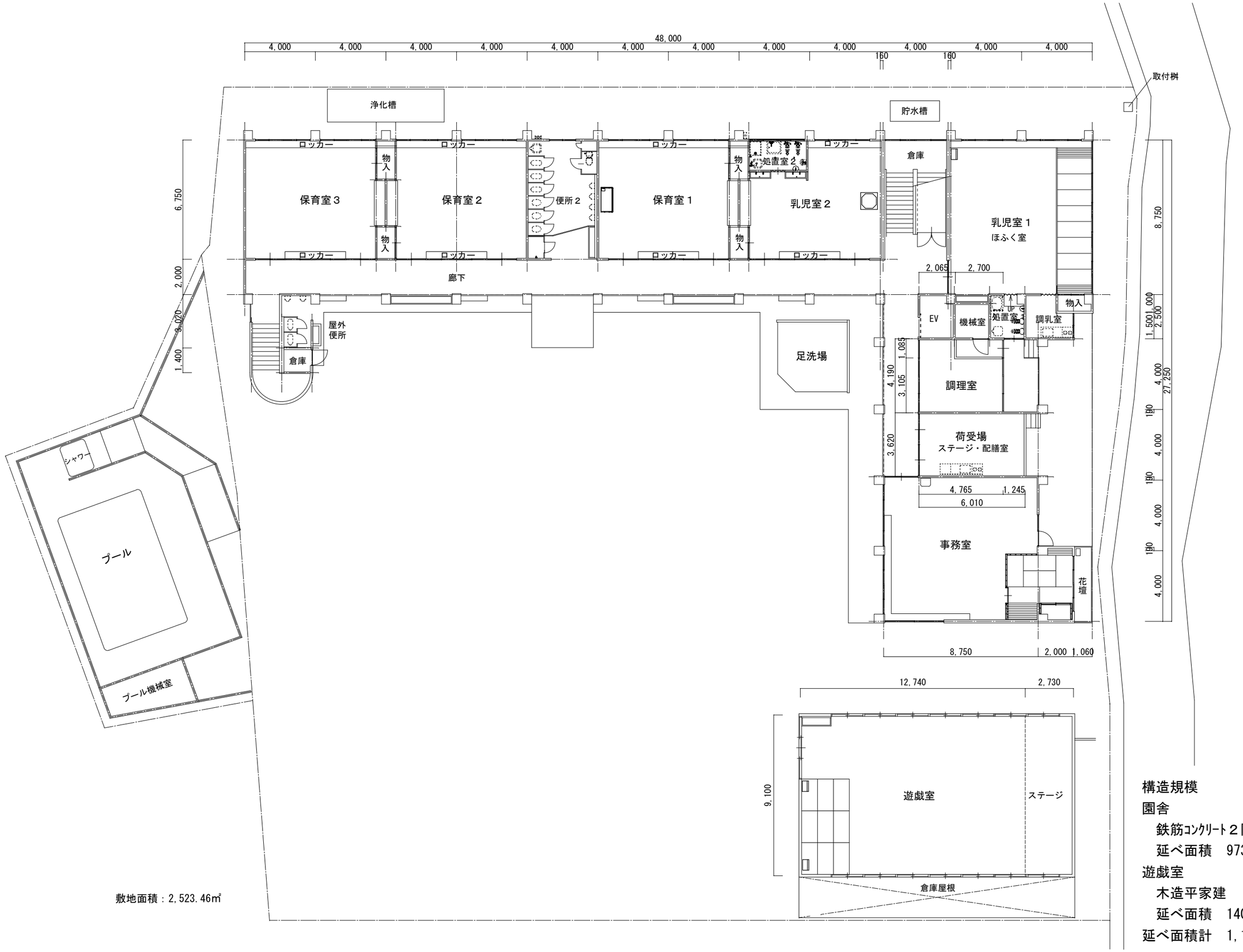

構造規模

園舎

鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ２階建

延べ面積　973.04㎡

遊戯室

木造平家建

延べ面積　140.77㎡

延べ面積計　1,113.81㎡

図面名称	１階平面図　S=1:200	施設名	福山市立網引保育所	作図年月		福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課
				作成者		

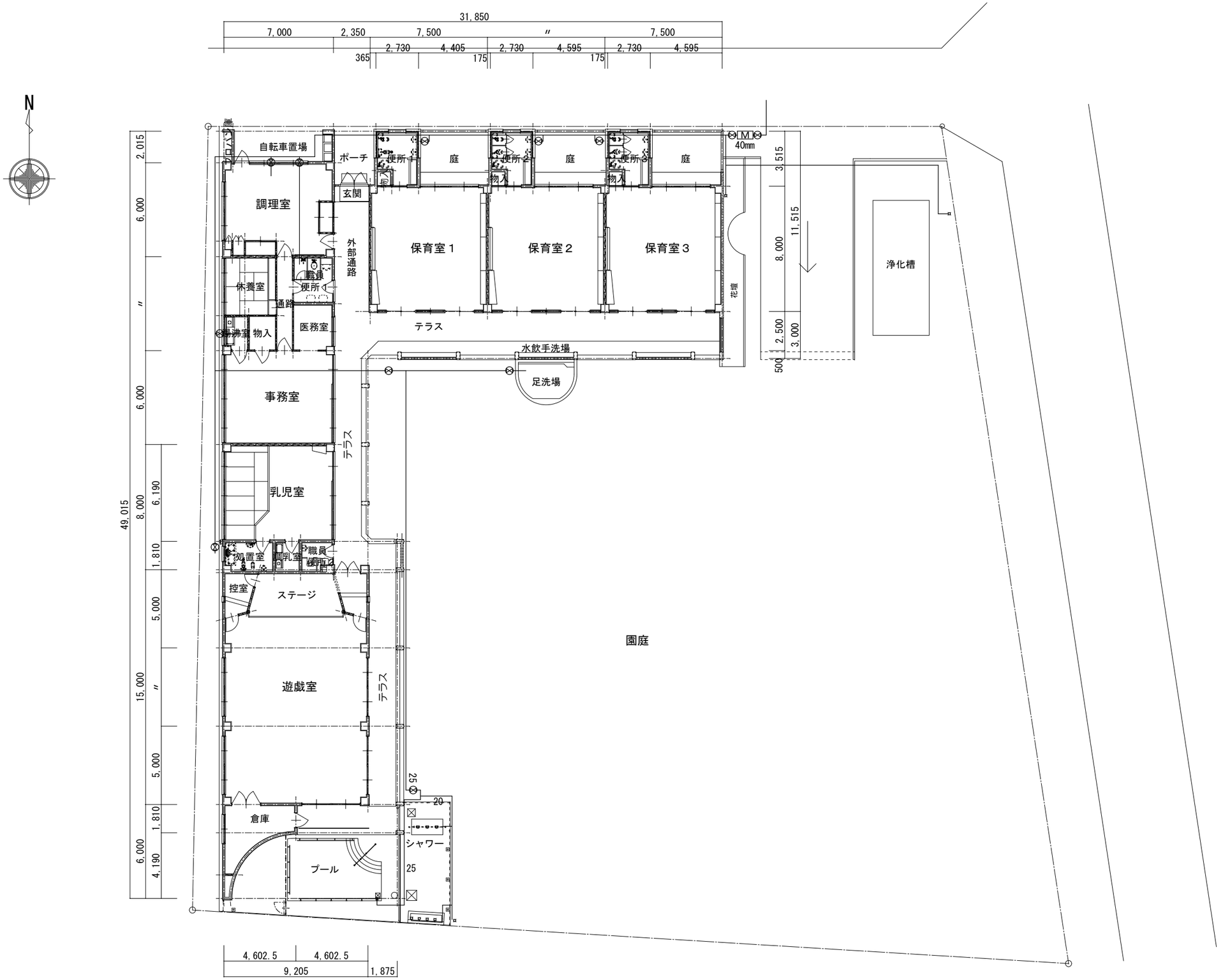

構造規模

鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造平家建

延べ面積　729.31㎡

	図面名称	平面図　S=1:250	施設名	福山市立中条保育所	作図年月	
					作成者	福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課

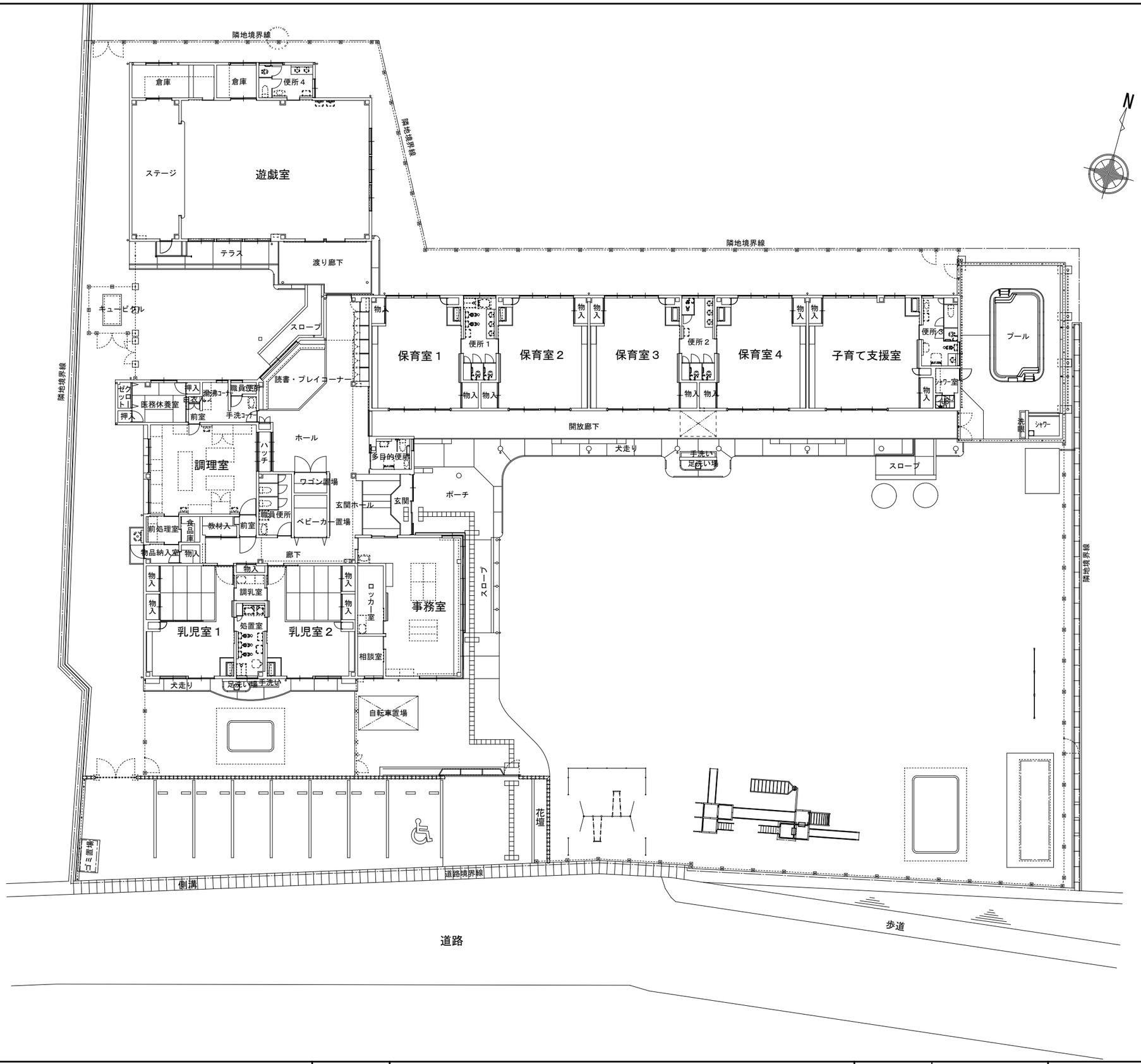

構造規模
鉄骨造平家建
延べ面積　827.79㎡

	図面名称	平面図　S=1:250	施設名	福山市立神辺保育所	作図年月 作成者	福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課

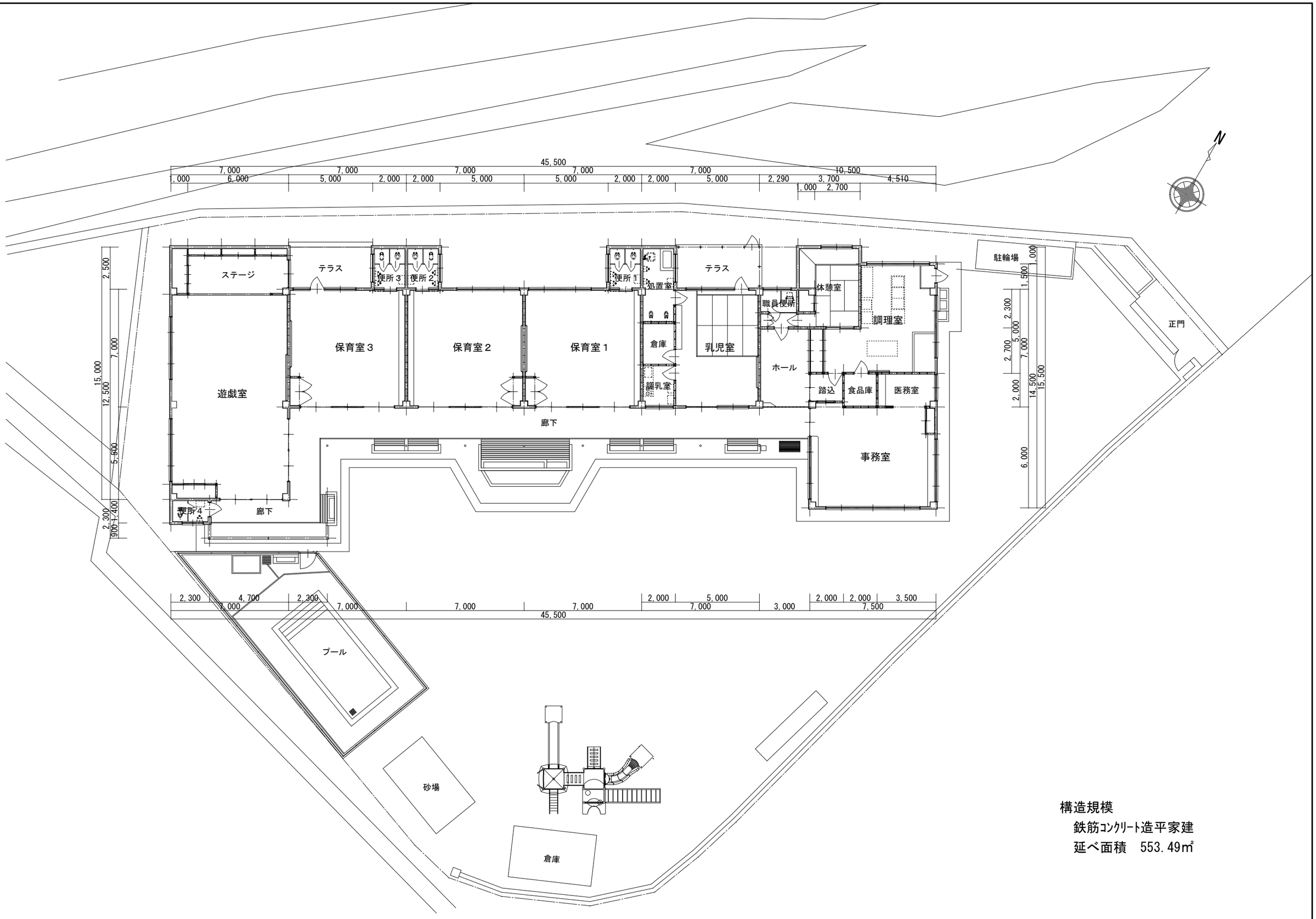

構造規模

鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造平家建

延べ面積　553.49㎡

	図面名称	平面図　S=1:200	施設名	福山市立御野保育所	作図年月 作成者	福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課

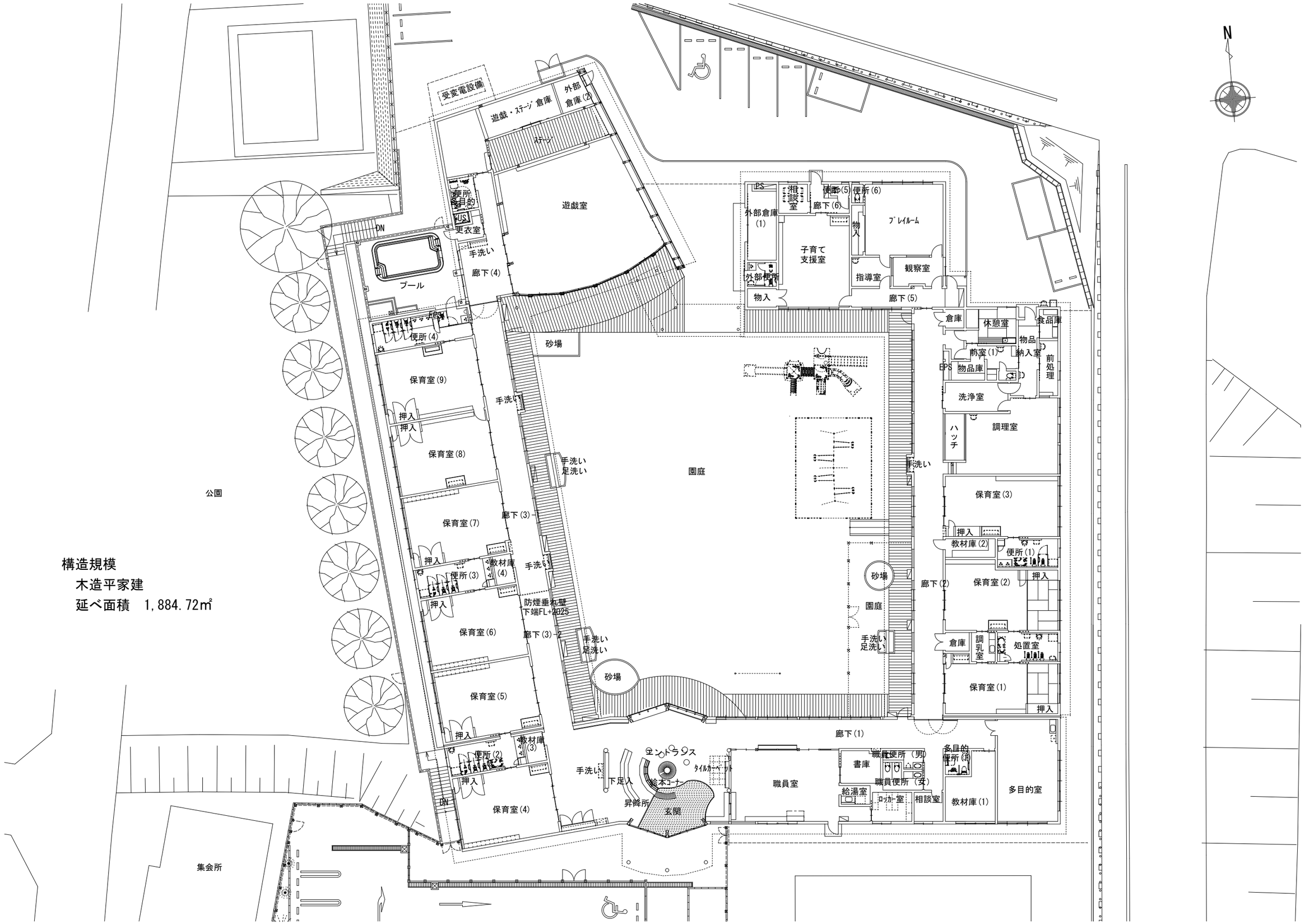

構造規模
木造平家建
延べ面積　1,884.72㎡

図面名称	平面図　S=1:300	施設名	福山市立伊勢丘こども園	作図年月		福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課
				作成者		

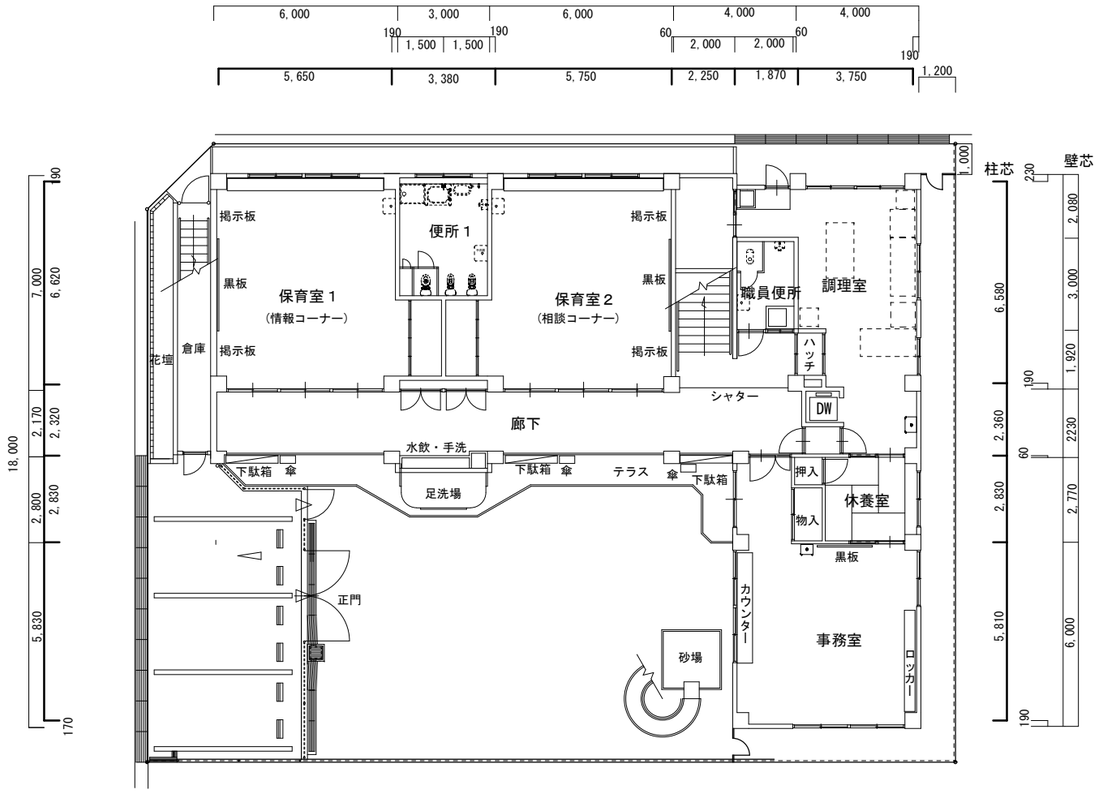

１階配置平面図

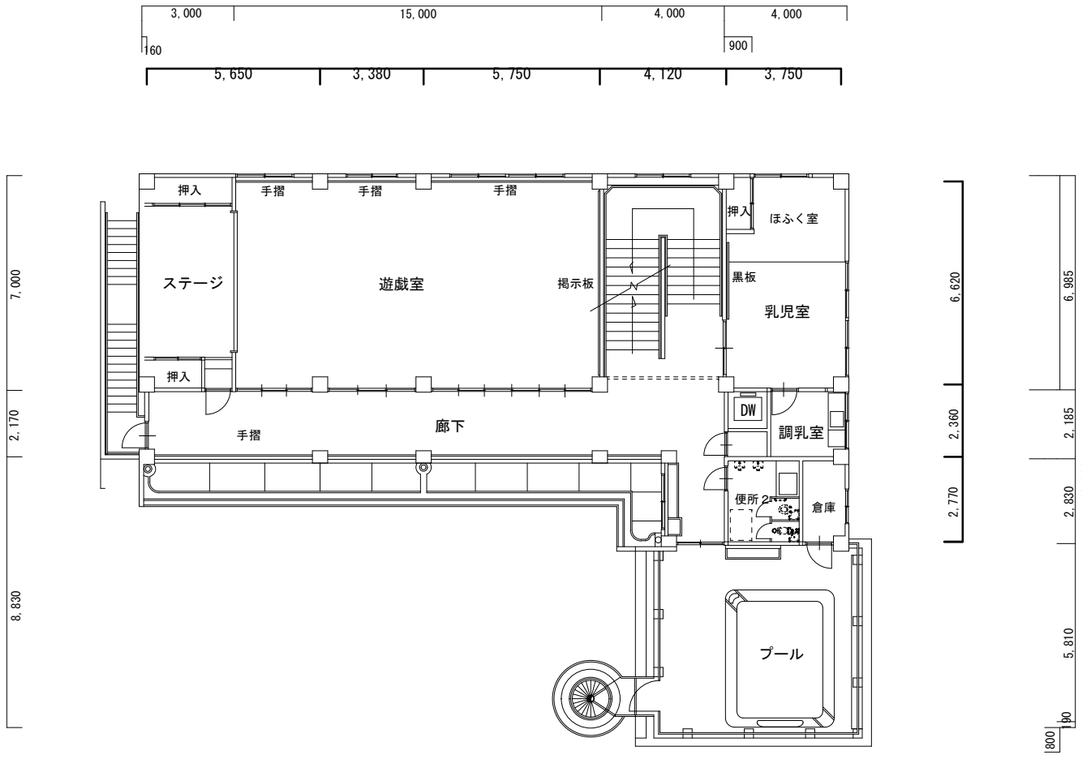

２階配置平面図

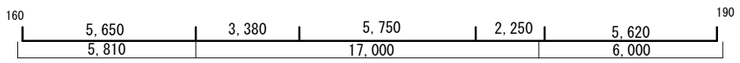

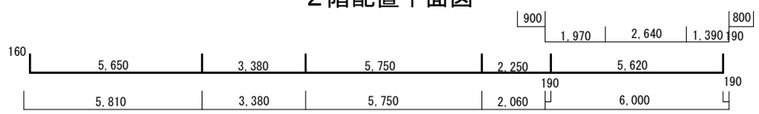

構造規模

鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造２階建

延べ面積　532.08㎡

図面名称	１階・２階平面図　S=1:200	施設名	ふくやま子育て応援センター分室	作図年月		福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課
				作成者		

参考数量書

委託名称：　福山市立西山手保育所他建築設備定期点検業務委託

委託場所：　福山市山手町１７１８番地１外２４か所

※　参考業務人・日数　　24　人・日

特記事項

1. この数量書は参考数量であり，契約後の変更等を含意するものではありません。

2. 数量の算出は次の基準によっています。

※「建築保全業務積算基準 平成30年版」　国土交通省大臣官房官庁営繕部